

平成 27 年 9 月 14 日

第 3 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 27 年 9 月 14 日(月) 午前 9 時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	志村 忠昭	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	尾崎 忠義
11 番	渡邊美喜子	12 番	庄野 克宏
13 番	門 瀧雄	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9 時 00 分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集を頂きまして誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、5 番、隅岡美子君、10 番、尾崎忠義君を指名致します。

日程第 2、一般質問を行います。

今定例会から、一問一答方式を追加採用し、一括方式との選択制によって行います。

又、質問者の一人の持ち時間は質問と答弁時間を合わせて 45 分以内といたします。

尚、質問は今回新たに設けた質問席にてお願いをいたします。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に 7 番、小川保君。

議員（小川 保）

おはようございます。

7 番、小川保です。

本日の質問は、1、乳幼児医療制度について、2、教育行政について、以上、2 点でございます。

質問に先立ちまして、この議場に参集されました全ての皆様に、ご報告申し上げます。

冒頭、議長から説明がありましたように、議会活性化のプロジェクト活動によりまして、一般質問の形態ならびに議場の改修が一部行われました。

一つ、前面に国旗を追加し、町旗を国旗に統一して設置。

一つ、質問席を議員席側に変更設置。

一つ、議員席での氏名標の変更設置。

一つ、質問時間確認用の電光タイマーの設置。

一つ、傍聴席椅子の交換設置でございます。

そして、今、9 月定例議会から、「一問一答方式」を追加採用し、「一括質問方式」と併せてどちらの方法でも良い、選択制にするなど、議会制民主主義に相応しい議場のシステムとなりました。

これは議会改革の一環として私共議員が互いに検討を重ねたものでありますが、しかしながら、まだまだ改革の緒に就いた、始めの一步であります。

今後もこのプロジェクトを推し進め、より良い町づくりにまい進致したいと、強く思うものであります。

さて、その一問一答方式に従い、大枠のテーマごとに質問致します。

先ず、一つ目の乳幼児医療制度について。

8月20日付の日経新聞に、「子育て世帯奪い合い」「医療費補助が急増」という記事が掲載されておりました。

その内容は「全国の地方自治体が子供の医療費補助の対象を広げている。中学生まで助成する市区町村が2014年には、前年から99ヶ所増えて初めて全体の5割を超えた。また、高校生までとする自治体も全体の1割を超え、子育て世帯を呼び込みたい自治体が補助を競っている。子供の医療費はもともと、就学前なら2割、小学生からは3割を自己負担とするのが国の原則であります。厚生労働省が全国1742市区町村の外来医療を調べたところ、全ての自治体で子供の医療費に何らかの補助を出していた。そのため個人の自己負担額はこれよりも安くすみ、また全体の5割超えにあたる986カ所では、都道府県や市区町村の負担で一定の年齢まで手厚く補助して自己負担をゼロにしている。」といった内容の記事でありました。

また、国がその補助を負担していない事のみならず、手厚く助成している地方自治体に対しては、財政的に余裕があるとの判断、或いは「コンビニ受診」を助長するなどとして、半ばペナルティ的に国民健康保険制度に於ける国庫負担金の減額までが行われているという話も聞いております。

この事は、少子化対策の一つでもあります、子育て支援策に国はいわば逆行しているともいえましょう。

さて、多度津町の現状ですが、乳幼児の健全育成と児童福祉の増進に寄与する事を目的に、昭和48年に乳幼児等医療費助成制度を創設し、以後、助成対象の充実・拡大が図られてきました。

現在の制度では、対象期間が中学校卒業までの、通院と入院を含めた医療費の一部負担金を助成する制度となっており、このうち、7歳未満の子供については原則として窓口の支払いが不要となる『現物給付』としており、7歳以上の子供については、保護者からの申請が必要な『償還払い』の制度となっており、つまり、7歳以上の子供については一旦、各個人が現金支払いし、申請の後に相当分が償還されるとなっております。

真に子育て支援として、良い施策であろうと評価出来ます。

乳幼児医療制度は、医療費の自己負担の軽減等、子育て家庭に対する経済的支援となるものでありますが、しかし、国の現行制度には無く、地方の単独事業

として各自治体の判断で行うものであり、結果、自治体間で格差も生じておるようです。

さて、ここで質問です。

乳幼児医療制度の現状と方向性についておたずね致します。

県内に於いて、支給対象や現物給付、償還払いなど、各市町の状況はどの様になっておりますか。

そして香川県と多度津町の其々の負担額の実態など分かっている範囲で宜しいのですが、どの様になっておりますか。

又、それらを踏まえて、県や国からの支援がなく、財政的に非常に厳しい中ですが、子育て支援としての拡充策を検討すべきではないでしょうか。

また、それに必要とされる予算額なども可能であればお願い致します。

よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員ご質問の乳幼児医療費助成制度について答弁を申し上げてまいります。

議員のご質問にありますように、平成 26 年度から子育て支援策の一環として乳幼児医療費の助成対象者を「満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで（中学校卒業まで）」に拡充いたしました。

しかし、助成の方法については医療機関窓口での支払いが生じない現物給付の対象者は「7 歳の誕生月の末日まで」としており、それ以降の対象者については償還払いとして、対応をお願いしてまいっております。

そこでまずご質問の 1 番、「県内他市町の状況」につきましては、県内 8 市 9 町のうち中学校卒業までを対象として医療費助成の県内現物給付を完全実施している市町は 4 市 4 町（丸亀市、坂出市、観音寺市、三豊市、土庄町、三木町、直島町、小豆島町）であり、その他の市町においては市内及び隣接市を対象に現物給付しているもの、また入院は現物給付しているが外来については就学前までを対象としているもの、あるいはすべて償還払いで対応しているもの、などさまざまな状況となっております。

続いて 2 番、「乳幼児医療費における香川県と多度津町の負担の実態」についてでございますが、まずそれぞれの対象年齢は、香川県が「就学前まで」で所得制限も設けております。

一方本町におきましては、対象年齢が「満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで」で、所得制限も撤廃しております。

現在把握しております実数で申し上げますと、全対象者数が 2,983 人で、その内県補助対象者数が 1,097 人であり、残り 1,886 人が多度津町の単独事業としての対象者数となっております。

その結果、昨年度の「乳幼児医療費支出状況調の実績報告」によりますと、乳幼児医療費の助成総額に占める県補助金の割合は28%であり、残りの72%が町負担となっております。

続いて3番目のご質問、「今後の多度津町におけるの拡充策」につきましては、財政的な面は懸念されますが、他市町の状況をも勘案しながら前向きに検討しているところであり、後日開催の総務教育常任委員会にて詳細のご報告をさせていただきたいと考えております。

最後に4番目、「拡充するにあたっての予算額」につきましては、扶助費が約1,327万円の増額、また支払機関に支払う審査支払手数料が約260万円の増額、あわせて1,587万円の増額になると推計しております。

これに合わせて、実質的な負担増としては目に見えて現れませんが、先ほど小川議員からのご質問の中にもありましたように現物給付化することによって国からのペナルティー、いわゆる国民健康保険制度における国庫補助金の減額調整措置も適用されることにより、約26万円の減額になると推計しております。執行部におきましては、今回ご質問のあった乳幼児等医療費助成制度を含めた、福祉医療費助成制度全体に係る「助成の方法」について、前向きに協議を進めているところであります。

以上、簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ、「乳幼児医療費助成制度」についての答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

詳細にご説明いただきまして大変よく理解できました。

ただ先程の丸尾町長からのご回答の中で、実質的な負担増としてうんぬんの後国からのペナルティー、こういった問題につきまして実は8月に町長と私共平成会の議員団で東京厚労省の方に陳情に参りました。

このペナルティーの措置についてもぜひ改善をいただきたいという方向で陳情を申し上げたわけですが、それについての感覚と言いますかちょっと町長のお考えをいただきたいなと思います。

お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

ただいま小川議員の追加質問の、これは国のペナルティー、私どもの行政に対してのペナルティーと捉えていることではありますが、国民健康保険の調整率ですねその調整率というのがありまして、国の方はそれぞれの市町に対して国保会計にどのくらいの予算を投入できるのか、それによってたくさん予算を投入しているところについては調整率というのがありまして、その調整率によって補助金が減らされるということになっています。

これは先程小川議員の方からのご質問の中にもありましたように、一生懸命努力をして町の財政出動もしながら何とか子どもの乳幼児の医療費無料化に一生懸命やっている市町に対してペナルティーを与えるというのは、それは間違っているのではないのか。

このことは国に対して、先程小川議員がおっしゃいましたように私共また新田県議会議員、そして平成会の議員の皆様方と一緒に同行していただいて国の厚労省の方に陳情にいったところであります。

またそれより以前にも浜田知事の方にも再度、事ある度にこの調整率の撤廃というのはお願いをしているわけでありますけども、元来は香川県が中学校卒業までの乳幼児医療費の無料化を進めてくれればそれは解決できるわけですけども、なかなかそこまでは県の財政もありますので、そこまではできません。

それで今はやっぱり国の国民健康保険の給付の調整率の撤廃というのを国に、県を通して国にお願いしておるところです。

まだ結果としていい答えは出ておりませんので、それができるまでは町の財政の負担になると覚悟しております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

本件についてはまた後日開催されます総務教育常任委員会で大いに議論をしたいと考えております。

その折にはよろしくお願い致します。

次、2つ目のテーマに移りたいと思います。

教育行政について質問致します。

本年4月1日から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たな教育委員会制度が始まりました。

この改革のポイントは4項目ほどあります。

1つ目、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、2つ目、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、3つ目、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置、4番目、教育に関する「教育大綱」を首長が策定、以上の4項目が主な改正点であります。法律が施行後も経過措置がある「新教育長制度」などについては、これからでありましょうが、「総合教育会議」や「教育大綱」については、既に取り組みされている事と拝察致しております。さて、ここで質問です。

「総合教育会議」の実施状況や協議内容はどうなっているのでしょうか。

又、今後どのような内容を協議していく会とするのでしょうかお伺いいたします。  
教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

小川議員のご質問「総合教育会議」の実施状況・協議内容及び今後の協議内容などについて、お答えいたします。

実施状況であります。5月19日と8月13日の2回、開催いたしております。内容につきましては、第1回目の会合では、国が示す「総合教育会議」の役割や会議の招集方法」「非公開に処すべき事案が生じた場合の会の運営方法」などを協議するとともに、「町長・教育委員の教育に対する思い」等をフリートーキングに近い形で意見の交換を行いました。

第2回目の教育会議では、本教育会議の協議内容を、基本、「教育大綱についての意見交換」を行う会議と位置づけるとともに現在策定中の「町総合計画」との整合性を確保しつつ、本年度末までに大綱を策定することや町長の「大綱に盛り込むべき思い」を語っていただいたところであります。

簡単ではございますが、ご質問の総合教育会議の実施状況、協議内容、今後の協議内容等についての答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今のお答えのとおり、この「総合教育会議」で「教育大綱」の内容を協議していくということですが、今年度末までにはその進捗を進めてまいりたいというお答えでございます。

非常にありがたいお答えであります。スケジュール的にはね、それでよろしいかと思えますけれども、出来るならばその回数、総合教育会議を回数をちょっと増やしていただいて内容を充実したものにさせていただく、スケジュールを守るということは非常に大事なことですけれども、その内容についてお願いをしていただきたいなと思えます。

他の市町では既に策定されている様に伺っておりますので、ちょっとそこら辺についても再度ご回答お願いしたらと思えます。

教育課長（岡 敦憲）

再質問の総合教育会議スケジュールであります。ご承知のとおり総合教育会議は首長、町長が招集することになっております。

会議録の作成、修正案等の作成、さらには色々な業務・会合等の関係から現在のところ2ヵ月程度ごとの会になろうかと考えております。

また、現在把握している限りでは、県内で一市が策定済みであろうかと思っております。

香川県におきましても本年度末の策定を考えておると聞いております。

先程も述べましたように町の総合計画との整合性を保つ関係上からも本年度末の策定に向けて、協議を重ねていきたいと考えております。



簡単でございますが、スケジュールについての答弁とさせていただきます。  
議員（小川 保）

ありがとうございます。

スケジュールについてはぜひそのように行っていただけたらと思います。

さて、町長にお伺いします。

教育大綱について、その目標、また保護者が期待する教育をどのように認識理解し、そして教育大綱にいかにか反映していくのか。

保護者の期待する教育とは、いかがなものでしょうか。

そして、町の総合計画との整合性を確保しつつ、総合計画の主役であるのが実は教育が望ましいのではないかと私は考えております。

いかがなものございましょうか、お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

教育大綱につきましては、これは国の文科省ですね、文科省の定めた教育基本法という法律に則りその中で策定をしていくわけではありますが、それが原則でありますけども、また子どもの幼児教育から子どもの教育それから生涯教育ですね、大人の生涯教育まで含めた町民全体の教育の指針となるべきものであり、それが教育大綱だと考えております。

その中で総合計画を鑑みながら整合性を図りながら、その中におきましては私自身の考えといたしまして、多度津町っていうのは歴史と伝統、文化の町、歴史に富んだ町であります。

そういうことを子どもたち、また町民の皆さんに知らしめていくこと、そして多度津町に対して誇りと愛着を持っていただけるそういうふうな教育の方針にしたいと思っております。

これは総合計画の中にも入っておりますし、また教育大綱の中にもうたっている、そして町民の皆様と一緒に多度津町の宝であります子どもの教育を行っていくというのが根本的な考えであります。

ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

多度津町の歴史、そういったものは非常に重要でありますし、私自身も非常に大好きであります。

町あるき等を通じていろいろ町民のみならず、他の地区からの皆さん方にもPRしていきたいと思っております。

一緒に考えていきたいなと思っております。

さて、ここでちょっと視点を変えまして人口減少問題、これにかかわっての教

育、こういった内容についてお伺いをしていきたいと思います。

これについては教育長またご回答願えたらと思います。

今現在非常に教育行政等々がありますが、例えば一つ幼稚園の問題でございます。

多度津地区、豊原地区、白方地区、そして四箇地区と、4 地区に公設の幼稚園があります。

それぞれの園児たち、この人数が段々と少なくなっておる地区も伺っております。

そういった問題について幼稚園の統合等々も含めまして教育長のお考えをいただけたらなと思います。

よろしく申し上げます。

教育長（田尾 勝）

小川議員の質問にお答えします。

総合教育会議のフリートーキングの中でも幼稚園教育の在り方については意見が出て、幼稚園教育の在り方というのは今後の大きな課題であるという共通認識は持ちました。

そこでその課題の中でも特に喫緊の課題として、白方幼稚園の適正規模の課題があるように思います。

今現在白方幼稚園では年少が3名、年中が6名、年長が5名、園児数で14名という形になっています。

今後も推計してみると中々園児数が増える見込みが非常に少ないということが予想されます。

幼稚園教育の特徴というにはやはり同年代の集団のある程度の園児の人数がそろってその中から学んでいくというところに大きな特徴があるように私は思っています。

そのためには適正な園児数が必要でないかなというふうに思っています。

そこで園児の成長とか保護者の負担とか園の経営とか総合的に考えて、白方幼稚園をどのようにするかということで新入園児の募集をとりあえず停止してみたらどうかとか、複式学級にしてみてもどうかとか、保育所との連携を図ってみてもどうかというような諸々の案が出ております。

それを更に検討して適正規模で行えるように進めていきたいなというふうに考えています。

今後は保護者、地域の皆さんまた議員の皆様にもご説明して理解を得ながら進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

教育長のお考えの内容について大いに参考になる内容が出てまいりました。特に今現在園児数ですね、ちょっと私の方で調べさせて頂きましたが平成 23 年度においては四箇幼稚園が 74 名、3 学年一緒ですね、合同でトータルで 74 名、で白方が 20 名、豊原が 112 名、多度津が 50 名、合計の 256 名。

これは公立の多度津町立の幼稚園ですね。

以降 24, 25, 26 とありまして、27 年度が四箇が 62 名、白方が 14 名、豊原 89 名、多度津 45 名、合計で 211 名ということです。

つまり多度津町全体で幼稚園児ですね、保育園じゃなくて幼稚園児の数が 211 名と、そのくらいの程度の人数でございます。

先程、教育長の方からお話がありましたように、ある程度の適正な人数の中で教育が行われるという環境を確保するのが、やはり子どもたちの今後の育成上非常に大事なことでないかなというふうに思われます。

そういったところも含めて強く進めていただければありがたいなと思います。

もちろん白方地区のその地域の特性というものもありますので、完全になくしてしまうということも一部考えとして違うかなという部分もあろうか思いますけれども、しかしあくまでも多度津町は一つであるということです。

かつて合併を繰り返した中で今現在多度津町は一つで動いておるということを踏まえたと、地区であまりにも固執しすぎるのもいかななものかと思えますし、そして人数がたくさんおるのであれば、それぞれの地区で検討していただくというのもよろしいかと思えますが、今の先ほど申し上げた 211 名という人数の中でいけば、どういった戸数があればいいのかというのが検討の課題ではないかと思えます。

そういったところもう一度教育長の方から深めていけたら、ちょっとご回答いただけますか。

教育長（田尾 勝）

今の小川議員のご質問にお答えします。

やはり幼稚園教育というのを考えた時に対極的に見れば多度津町の 4 つの幼稚園のあり方全体をどうするかと一つ考えなければいけないなど。

それがまず大切なことではないかというふうに思っております。

ただ本当に白方幼稚園の実情をみると喫緊の課題で何らかの措置を十分検討を得ながら進めていく必要があるかなというふうに思っています。

同時並行して考えていかなければならないことだとは思いますが、また委員会でも検討し、また議員の皆様にも意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

議員（小川 保）

以上で私の質問を終わります、ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番小川議員の一般質問を終わります。

次に6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

おはようございます。

質問と少しかけ離れますが、初めに東北関東の豪雨によりまして災害を受けられ、亡くなられた方、或いは被災された皆さん方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

自然災害が大変な災害をもたらす、改めて感じさせて頂きました。また救助活動に携わっておられる方々に心から感謝を申し上げたいと思います。

私はこの9月議会で2つの質問をさせていただきます。

「介護者の緊急事態への対応について」、もう1点は「高齢者福祉タクシー制度などの拡充について」であります。

初めに、介護者の緊急事態への対応ということでご質問をさせていただきます。介護保険法や、障害者自立支援法の一般的な流れとして高齢者や障害者は、施設から地域、家族などの介護により、生活できるような方向性への対応となっていると認識をいたしております。

こうした中、国の施策は、入所施設については、その増床を見送る方向性となり、その受け皿として、グループホームによる生活も含め、地域で生活ができるよう推進がなされていると伺っております。

家族介護により生活をすると、一言で言ってしまうえば簡単な事かもしれませんが、ある程度、早い時期に介護者に用事があり、どうしても介護ができない時は、短期入所により対応が可能なのかもしれませんが。

一方、介護者が緊急に入院などとなれば、右往左往することになっているのではないかと、想像するものです。

そこで、短期入所施設などの現状についてお尋ねいたします。

近隣の地域における、短期入所施設は、どの程度あるのですか。

短期入所施設は、年齢に制限を設けていますか。

2つ目、家族介護をなさっている世帯数、また、障害児の方と生活をなさっている世帯数は、わかりますか。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員の「介護者の緊急事態への対応」についてのご質問にお答えをしてみたいです。

ご質問の1点目、「近隣の地域における、短期入所施設は、どの程度あるのか。」ですが、9月現在、多度津町内に介護保険制度に係る介護保険施設が3箇所あり、それぞれが短期入所用ベッドを保有しております。

総ベッド数は、19床ですが、桃陵苑が来年3月に増改築工事を完了いたしますと13床増床となり、32床となります。

近隣では、善通寺市内に5施設65床、丸亀市内に13施設200床あります。利用するには、要介護認定が必要ですが、要支援1の方から利用することができます。

次に障害者が利用できる短期入所施設は、町内にはございません。

近隣では、丸亀市内に4施設、三豊市内に2施設ありますがベッド数は、10床にも足りない状況であります。

制度上の年齢制限はなく、障害の程度が一定以上であれば利用可能となっておりますが、施設によっては、子供のみであるとか身体障害者のみといった年齢や障害の種類で受入を制限しているところもあります。

ご質問の2点目、「家族介護をなさっている世帯数、また、障害児の方と生活をなさっている世帯数について」ですが、家族介護をなさっている世帯数については、正確には把握しておりませんが平成27年7月末現在で、要介護状態で家庭において家族の介護を受けておられる高齢者の実人数は、約550人です。

また、障害児の方と生活されている世帯数も把握しておりませんが27年8月末現在、障害者手帳所持者数は、20歳以上1,185人、19歳以下52人です。

このうちグループホームや施設で生活されている方は、33人で全員20歳以上の方です。

このことから19歳以下の障害児の52人の方は、家庭でご家族等の介護により生活されていると思われれます。

以上で、村岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議員（村岡 清邦）

ただいまご答弁をいただきまして、細分をして質問をさせていただきたいと思えます。

初めに短期入所施設は介護が難しいことが1ヵ月前に例えば分かった時には、予定する施設に事前に予約することになるのでしょうか。

それは今お聞きをしました高齢者は300床余り、障害者は10床に満たない、こういう状況でありますから、要認定の資格を持っている方が、家族が1ヵ月前に要件が出来た、そんな時には予約することができますか、お尋ねをいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

1 ヶ月前に状況が分かって短期入所施設に予約ができるかというご質問ですが、本来短期入所施設の事業の目的でありますことに関しましては目的に対して100%、1 ヶ月前に予約があれば利用が可能であるというふうに本来の目的はそういうことでなければならぬんですが、現実的には100%ということにはなっておりません。

と申しますのは、介護保険施設の短期入所の施設の中には長期で利用されている方の存在があり、また定期的に利用されている方の存在がありますので、ベッド数がそのために使用されておりますので、1 ヶ月前に予約というふうな形になった時に、この施設でなければいけないというふうな限局、またこの日からこの日まで利用の期間、長期になりますと中々難しい部分がございます。ケアマネジャーがいろいろな施設を探して利用者さんの希望に沿えるようにはしております。

だいたい8割方ではないかなというふうに思っております。

どこでもよいというふうなことであれば探しやすいかというふうに思っております。

障害者の方の短期入所につきましては、非常にベッド数も少ない状況でございます。

中には少ないベッド数を緊急の場合に優先的においておくという施設もあるようでございます。

1 ヶ月前の予約これも施設の特定、また長期の期間というふうなことにはなかなか難しい状況がありますが、事業所の方へ申し込んで了解を得れば利用可能というような、非常に苦しいご回答をさせていただきますが、以上で答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいまお答えをいただきまして、1 ヶ月前に予約をできるか、こういうことにつきましては100%可能だということとはなかなか厳しい現状のようでありまして、短期入所のことについても緊急な時のことについても今お話がありましたので、このことについてもすぐ対応が可能かと言え、なかなか難しい状況なのかなあということが推測をされます。

そういうことでこの件につきましては、また総括の質問要望の中で進めさせて頂きたいと思いますが、短期入所の部分についても1 ヶ月前がかなり厳しい状況にあるということを勘案しますとそれも難しいのかなという状況でなかろうかと思っております。

質問の小さい項目の2項目ですが、家族介護をなさっている方の世帯数は550名ほど、或いは障害者の方と生活をしている方は52人というふうにお聞きをい

たしました。

これらの世帯の方が短期入所施設を利用した件数というのは分かりますでしょうか。

よろしくをお願いします。

福祉保健課長（藤原 安江）

家族介護で短期入所施設を利用した方の件数というご質問ですが、介護保険施設の場合、1ヵ月の利用実績は大体60人から70の方が利用しておられるようです。

利用延べ日数は520日から550日程度、4人ぐらいの方が1ヶ月間ずっとおいでるような多度津町には状況にあります。

4人の方が30日使って120日はその方たちが使っているような状況にあります。また障害者関係の事業所の利用につきましては昨年度20人前後の方が県内6カ所の施設を利用されました。

延べ日数は480日程度というふうに記憶をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

今お聞きをしました、かなり多くの方が短期入所の施設を利用なさっているということを確認をさせて、改めてこの短期入所施設の重要度というのは非常に多く利用のニーズがあるのかということをお聞きさせていただきました。

これらの方々が利用する場合に、ある一定程度の期間があつての申込だと理解をいたしておりますが、緊急により施設利用したというような件数はあつたのでしょうか、質問いたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

緊急時に利用した件数とはということですが、介護保険の場合正確な数は把握しておりませんが、今年になりましてどうしても利用をしなければいけない、困った、ということでケアマネージャーが本課の方に相談に来られたケースは2件ほどあります。

それにつきましては町内の施設でお受けいただいて利用したケースがあります。障害者関係の方は緊急の場合の件数につきましては把握しておりません。

議員（村岡 清邦）

障害児の緊急の部分についてはなかなか把握がしがたいという部分の今お話がありました。

それはですねやっぱり制度のことが、あまり理解がなされてない、こんなこともその一因ではなかろうかなと思ったりもします。

そうしたことで短期入所施設の入所の利用の仕方等についての啓蒙等についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

聞くところによりますとそれぞれの施設運営の関係から短期入所の空き枠というのは余裕を持った対応というのはなかなか難しいというような話を聞いたことがあります。

裏を返しますと、緊急時の対応はまだまだ整備が出来上がっていない状況なのかなというふうにも考えたりします。

例えば近隣の行政間で財政のことも含め、運営について検討を進めるということも必要なことではないでしょうか。

答弁をお願い致します。

福祉保健課長（藤原 安江）

施設増の必要性というのは十分検討をしていきたいと思えます。

今後介護保険施設事業計画の中でも短期入所等そういうふうな対応が、緊急時に対応ができるようなことにつきましても考えていかないといけないと思っております。

また近隣の市町の情報も密にとりまして、利用者さんが緊急時にも対応できるように利用できるように努めてまいりたいと思っております。

議員（村岡 清邦）

困った時に助けていただける、このことが大変福祉制度の中では重要なことではないかなというふうに思っております。

今後近隣施設の間でいくつかの枠を確保していただくなどの手法も協議検討進めていただくよう要望させていただきたいと思えます。

次に2点目のご質問でございますが、「高齢者福祉タクシー制度などの拡充について」のことについて質問をさせていただきます。

この事業は、現在、多度津町高齢者福祉タクシー事業実施要項に基づき推進がなされております。

その目的は、「多度津町に居住する高齢者に対し、福祉タクシー利用券を交付することによって、高齢者の交通手段を確保し、外出の機会を増やすとともに、経済的負担の軽減を図り、持って福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。

平成26年度から始まり、多くの方々に利用をいただいていることと思えます。最近、この利用券の金額を増やしてほしい、とか、回数をもう少し、という声を聞きます。

現在進められている、プレミアム商品券の影響かもしれません。

一度に買い置きするのではなく、買い物をする機会を増やし、こまめに買い物ができればと考えていることで、こうした声が聞こえてくるのだと思っております。

街に出れば、知り合いとの会話も弾み、元気もいただけるのでしょ。



この要綱の目的にかなっていると思います。

一方、障害児の方と生活をなさっている方の、困っていることの上位は、「送迎の手助けがあれば助かる。」「パートの仕事をしているので、時間的に大変。」との声をお聞きします。

平常時は、家族などの送迎により、移動をすることとなりますが、緊急時にはどうしても、タクシーを利用し目的地までの送迎をお願いすることもあります。こうした緊急時の対応についても、何かの制度が必要ではないかと考えます。少し、関係のない話かとは思いますが、タクシー利用の助成のことには通じますので、含めて質問をいたします。

初めに、高齢者福祉タクシー制度の現状について、お尋ねいたします。

平成 27 年度は、年度途中ですので、近いところでの数値となるものと思いますが、26 年度、27 年度のタクシー利用券の申請件数、利用者数、利用金額はどのようになっていますか。

事業開始から、まだ 2 年ということで、少し、早いかもしれませんが、見直しについては、考えていませんか

また、障害児の緊急移動時における助成については、どうお考えでしょうか、ご質問をいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

村岡議員の「高齢者福祉タクシー制度などの拡充」についてのご質問にお答えいたします。

高齢者福祉タクシー事業は、高齢者の閉じこもりを予防するため、経済的な負担の軽減を図り、外出の機会を増やしていただくために平成 26 年 6 月から、開始した事業であります。

事業内容としましては、500 円のタクシーチケット 10 枚綴り 5,000 円分を 80 歳以上の希望者に交付し、タクシー利用時に 1 枚ずつ使用し、超過料金は、自己負担していただくものです。

ご質問の 1 点目、26 年度、27 年度のタクシー利用券の申請件数、利用者数、利用金額についてですが、最初に申請件数は、26 年度末は、対象者 2,364 人中 1,294 人の申請があり、申請率は 55.4%となっており、27 年度 7 月末現在では、対象者 2,385 人中 1,293 人の申請があり、申請率は、54.2%であります。

次に利用者数ですが利用チケット枚数でお答えさせていただきます。

26 年度末は、5,694 枚で利用率は 44%、月平均 569 枚の利用でありました。

27 年度 7 月末 4 カ月分でございますが、利用枚数は、3,384 枚で利用率は、26.2%で、月平均にしますと 846 枚の利用となります。

最後に利用金額であります 26 年度末で 284 万 7,000 円、交付者 1 名当たり利用金額にしますと平均 2,200 円となります。

平成 27 年 7 月末の利用金額は、169 万 2,000 円で交付者 1 名当たり利用金額平均としましては、1,300 円となります。

次にご質問の 2 点目、「事業の見直しについてと障害児の緊急移動時における助成について」ですが、高齢者福祉タクシー事業の申請率は、5 割強であり、利用率となりますとまたその半分という現状であります。

高齢者からの要望として、1 回の乗車時に利用できるチケット枚数の増加を望む声もあり、今後申請率、利用率の促進のため、1 回の乗車時の利用枚数の増加また、交付枚数の増加など検討してまいりたいと考えております。

次に障害者・障害児の緊急時の移動における助成であります緊急時の移動を支援するサービスとしましては、移動支援事業がありますが利用料助成は、行っておりません。

この移動支援事業を実施している事業者の中には、タクシーを所有している事業者もありますが、タクシー利用にかかる料金は、利用者に実費負担をお願いしているところでございます。

今後これにつきましても検討をしてまいりたいと考えております。

以上で、村岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議員（村岡 清邦）

ただいまご答弁をいただきまして大いに踏み込んだような答弁をいただきまして誠にありがとうございます。

当初予定をしておりました金額と比較するとかなり見込み数を割っているというような状況にみられるということから、見直しを検討進めていくということでご答弁をいただきました。

また今回議会にも報告されております監査委員さんからの指摘もあったようでございます。

そうしたことに向けて早速に検討を進めていくという迅速な対応をしていただいておりますことに敬意を表したいと思います。

このことがよりよい方向に繋がっていくことを、期待をいたしておりますし、障害児の緊急移動の部分につきまして現在移動支援の部分につきましては、助成制度というのはないですよというような答弁もいただきました。

障害児と一緒に生活をなさっている家庭の方の経済的な負担を軽減するっていう意味から一般的なタクシーの利用をしたときに制度上は移動支援というような制度はあるんだろうとは思いますが、一般的なタクシーの利用をした場合においてその福祉タクシー制度というような関係と似かよった関係の中で対応の中で進めていただければ大変ありがたいのかなと思ったりします。

障害児の緊急時の対応については私もどの程度その利用のニーズがあるのかに

ついては、把握もしておりませんが予算額等ぜひ今後検討していただきますように要望をして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番村岡議員の一般質問は終わります。

次に、8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番、古川幸義でございます。

通告により、お許しを頂きましたので次の質問を致します。

初めに、先日北関東地方東北地方で10日から11日にかけて台風の影響による大雨で河川の決壊が発生し、洪水・浸水の被害にあい亡くなられた方のご冥福と被害にあわれた方々に哀悼に意を表し心よりお見舞い申し上げます。

それでは質問に入ります。

1点目「公共施設老朽化による今後の対策について」。

本町では、老朽と評価される公共施設が多く、道路、橋梁、上下水道といったインフラや、幼稚園、町営住宅、町民会館、さくらプール、公民館、福祉センター、町庁舎といった公共施設が今、老朽化の問題を抱えています。

対策として建替え、補修、補強といった建築工事と電気・設備の補修及び寿命による取り替え工事が必要となり将来建設事業費が大幅に増加されることは必至ではないでしょうか。

早急に概算を行いシミュレーションにて検討を行い対策と実施しなければなりません。対策と実施になれば多額の資金を要する為なかなか実施には移れない本町の実情は良く判ります。

しかしながら、町民の安全安心を確保するためには、公共施設の存続と運営を行っていかねばなりません。財政事情を考え長期的に優先順序を決めて実行する必要があります。

今後対策として、現状把握の為にチェックシートの作成や、営繕の知識を持つ技術者の意見を集めるなどの対策と実施が必要と思われそうですが如何でしょうか。また多額の資金を要する為、町有地等の財産を活用し財源を生み出す方策を至急考えなければなりません。

今度どの様に、対策・実施して行くのか出来れば、詳細にお答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員ご質問の、「公共施設老朽化による今後の対策について」お答えをしてみたいです。

現在、日本全国において、高度成長期に整備された多くの社会インフラが更新

時期を迎えており、各自治体は老朽化した公共施設を補修・建替えを行う必要に迫られております。

一方、少子高齢社会の進展、地方における過疎の進行等、社会経済情勢が変化していく中で、多様化する住民ニーズに対応し、住民満足度の高い行政サービスを提供していくことが求められております。

本町といたしましても公共施設の老朽化は重要な政策課題として認識しており、限られた財源の中、財政事情や人口動態、各施設の利用状況を踏まえ、長期的視点にたった適正な対策を推進し、計画的に対策を進めていくため、平成 26 年度末に多度津町公共施設等総合管理計画の基本方針を策定し、また、固定資産管理台帳を整備することにより、町が所有する土地、建物等資産の把握を進めているところであります。

今後は、公共施設等総合管理計画と固定資産管理台帳を基に、施設毎にどのような老朽化対策を行っていくべきか検討するため、利用状況や維持費用等を分析する共通チェックシートを作成し、適切に評価していくことにより、統廃合も含めた施設の補修、建替えの計画を立てていきたいと考えております。

また、施設の更新にかかる費用につきましては、非常に多額となることから、「国の計画に基づく公共施設等の除却にかかる地方債の特例措置」を有効活用するとともに、固定資産管理台帳により把握した施設や町有地の売却等をすすめていくことにより財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

古川議員のご質問にありました「営繕の知識を持つ技術者の意見を集めるべき」とのご意見につきましては、公共施設の更新にかかわる技術的課題に対処するため、建築士の資格をもった嘱託職員の雇用も視野に、検討してまいりたいと思っております。

最後になりますが、公共施設を活用した行政サービスは、住民の暮らしに密着した重要なものでありますことから、丹念な実態調査を基にした現状の把握を行い、町の将来像を見据えた検討や取り組みを行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、古川議員への答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

町長に総合的で長期的な方針を回答いただきましてどうもありがとうございました。

実は公共施設の老朽化についての質問は、私平成 22 年、23 年、それから 25 年と繰り返し質問してまいりました。

今回丸尾町長より総合的な具体的な答弁をいただきまして幾分が納得した次第でございますが、平成 23 年に私質問した中で担当各課の課長から答弁をいただいた中に公共施設の中でやはり緊急性があるものとそれから住民の生活に密着

した必要性がある公共施設がございましてその中で特に町営住宅については老朽化が激しく住民が生活している中で直接被害があるのは必至でございます。その中で担当課の課長の答弁では町営住宅については長寿命化計画によって補修していく、その中で改修を考えるか補修を考えるか。

また長寿命化計画をするがために策定委員会を設けると、その中で詳しく分析をして、その改修について取り組んでいくという回答をいただきましたが、これはすでに4年経っております。

その後どういうふうに進んでいっているのかできればお答え願いたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の追加質問にお答えをしてみたいと思います。

先程のご質問の中で町営住宅等長寿命化計画というのが策定をしております。これは長年の中におきまして元来の策定理由というのは様々な補修改修をしていくことによって町営住宅にお住まいの方々の生活の安定、環境の整備を行っていくというのが大きな目的であります。今ご存じのように町営住宅が老朽化しております、その町営住宅も老朽化している町営住宅はほとんどが平屋建てであります。

その中で私が町長に就任させていただいた時の公約の中で新たな財源を生み出す施策も考えていかなければならない、多度津町の大変大きな負債を抱えている町行政の中で財政の健全化を図っていくためには新たな財源を生み出す施策を強く推し進めていかなければいけないという考えの中で、町営住宅の中で必要なところと不必要なところを分けて、不必要なところは売却なり、また貸し出すことによって新たな有効利用有効活用に結び付けていく、またそのことによって民間がそういうことをやっていただけるんだったらそのことによって固定資産税なりまた売却代金なり様々な維持管理に関わる費用も入ってくる可能性があります。

そういうことによって町財政に健全化をしていこうという考えの中で、今私のこれも財政運営の中の大きな考え方の一つに財政運営健全な財政運営をしていく為に、まず施策の優先順位を決めてそして選択と集中の中でこの事業を行っていくということ。

そして財政規律は必ず守るということですね、財政規律を守りながら健全化というのを常に頭に入れて財政運営を行っていくということは、一度にたくさんのはやらない、優先順位を決めてそれを一つずつ解決していくということを常に念頭に置いております。

まず念頭に置きましたのが災害に強い安心安全な町づくり、消防庁舎、そして多度津中学校の建設、そして防災行政無線等様々な防災関連のことと教育環境

の整備、体育館の吊り天井のこと、また学習棟の建設とかそういう教育環境と防災に重点を置いてきました。

一応のめどが立ってきましたのでこれからもっともっと様々なところにこれから計画を立てていこうと、その中に町営住宅と長寿命化計画も入っております。まだ今から色々と計画をしてみたいと思いますので、議員の皆様方にもご提示をしてご理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

やはり様々な公共施設をひとつずつ現状分析をして検討していくなかでやはり課題となるのはやはり財源ということになります。

財源もですね中々地方債を使ったりそういうものも使っていくとやはり直接的に投資的経費が加算でいってやはり町の財産を取り減らしていくということで解決できるのであればよろしいのですが、やはりそれが効果的な施策とは思っておりません。

何卒矛盾点とかいろいろございますが長期的に改善と対策の方をよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の質問を行います。

2点目の質問は「崩壊崩落の危険性がある雨水幹線について」。

近年、台風の大型化が進み、最大風速の激化、一時間当たりの降雨量の増加、気流の急変による竜巻などの発生等があり、家屋や仮設物の損壊や倒壊などがあり、雨水においては一時間あたり 30 mm から 50 mm を超える様な豪雨の為、河川の氾濫、家屋の浸水、傾斜地の土砂崩れ等、各地では重大災害が多発しているのが現状であります。

先日栃木・茨城でも 50 年に 1 度あるような記録的な大雨が降り雨量、流入雨量が堤防の限界を超え大災害を起こしたところであります。

比較的災害の少ない本町でも、過去 10 年間で一時間に 30 mm から 40 mm を超える豪雨が数回あり、その都度河川が溢れ、家屋が浸水などの被害をもたらしているのが現状であります。

本町では、河川が仲多度流域の末端であり、海に面しているため台風やゲリラ豪雨などが満潮時重なった場合には、上流からの大量の雨水を排出出来ず、浸水の恐れが出る場合が少なくありません。

主な排水幹線の役割として、雨水の排水と農業用水があり、農業用水としては満濃池より豊原幹線、金蔵寺幹線より北鴨幹線、道福寺幹線、庄幹線、青木幹線へと分流し、更にそれぞれの水路に分流し各水田に農業用水として利用されております。

この4本の主要幹線の施工年度は、北鴨幹線については、昭和42年度、道福寺幹線は昭和42年度から43年度、庄幹線については昭和41年度から42年度、青木幹線は昭和42年度に施工されそれぞれの幹線は施工より45年を超える歳月が経ち、老朽化が進んでおります。

ただし上流においては、補修改修が進み、下流に対し年々流下能力をあげている状態で、益々下流域の住民の不安や心の負担は深刻になっているのが現状であります。

今回問題とする下流域の幹線は、昭和40年代と施工年度は古く、老朽化が進んでおり、ひび割れ、コンクリート表面の剥離などが見受けられ、放置すると大きな剥離、倒壊を誘発し崩壊の恐れがあります。

特に豊原地域の下流域幹線においては、補修改修の必要性があるのに未だ進まぬ現状であり、重大な要因として平成16年度に幹線上流域は農業振興地内として定め、整備に関しては今まで通り補助対象として認められるに対し、下流域は農業振興地外として今までの農業用水・排水に関する補助が外される結果となり、計画用途区域が違うとして完全に分別されました。

その結果により、農業振興地外では下水道・雨水排水幹線が整備計画される区域として、災害が起きぬ排水施設として役割分担を担う事にされております。雨水幹線最終部の堀江雨水排水場においては、排水能力の高い排水ポンプを備え、事実上排水能力を高めましたが、肝心の排水幹線においては、堀江雨水幹線1号から5号までの一部である堀江雨水幹線3号のみを平成4年度に25億円も当時整備施行されたのが、後の計画で堀江雨水幹線3号を除く他の補修改修の目途は、未だ立っていないのが現状であります。

3号雨水幹線のみでの整備で、金倉川流域や隣接する丸亀地区の一部や豊原地域の排水を処理するのは、唯一雨水幹線1号であり現状で役割すべてを果たしているとお考えでしょうか、お答え願います。

今回、堀江雨水幹線3号一部において道路拡幅・排水能力を上げるため多度津自動車学校付近から四国開発付近まで暗渠にして改修工事を行う予定ですが、東には堀江雨水幹線1号があり、末端部は施工後60年以上経っておりにも関わらず、改修の目途は未だ立っておりません。

雨水ポンプ場に隣接し、排水幹線として最終の要となり重要な場所であります。その重要な箇所が、補修改修されず未だ後送りになる理由を是非この場で説明して頂きたいと思っております。

60年と言う老朽化により、明日にでも大雨など降れば川の側面は崩落してしまう現状を誰が見ても、老朽化し見るも耐えられない様な危険な現状であります。そもそもこの川の側面は60数年前に栗石を積み上げた構造で、過去に側面が何度も崩落し、川底は抉られた状態で、大きな台風や大雨の場合、何時崩壊する

かも判らず、地元住民は不安を抱いているのが現状であります。

今までに地元議員として幾度か住民の不安の声を伝え、担当課職員に現地を確認して、訴えて参りましたが残念ながら声届かず、今回の雨水幹線補修工事からも該当から外されているのはいかがでありましょうか理由をお聞かせください。

また、農業用水として利用し、毎年大勢の人が清掃管理している堀江水利組合への相談や説明、意見も取り入れず3号雨水幹線の設計を進めていることや、川上の雨水幹線3号の補修を優先しなければいけない理由を納得できるように説明お願い致します。

建設課長（島田 和博）

失礼致します。

古川議員ご質問の崩壊崩落の危険性がある雨水幹線についてお答えをいたします。

当該水路につきましては丸亀市境に近く最も東部下流域に位置する用排水路で南部の堀江丸亀線方面と丸亀市の中津地区からの流入も見受けられます。

また当該水路部分は都市計画道路堀江丸亀線の未整備区間と交わる部分であります。

そのため今後の道路整備について県を中心に関係市町含め検討を進めていくよう要望をいたしておりますが、早期整備については今の現段階では難しいと思われれます。

現地確認をいたしますと予讃線暗渠部分より下流に向けての農業振興地域内では平成18年から20年にかけて土地改良事業により改修がなされております。

しかしその下流部につきましては、都市計画用途地域内で農業振興地域外であるため、議員おっしゃるような単独県費補助事業による土地改良事業の対象にはなっておりません。

現状を確認いたしますと一部分で石積みが緩んでいる箇所を見受けられます。

一昨年の6月議会にて町の見解を述べさせていただきましたように土地改良施設の整備なのか防災対策としての排水施設の整備かを協議検討をしなければなりません。現状では受益者のいる農業用水路であることから土地改良事業での改修になろうかと思われれます。

土地改良事業につきましては単独県費補助事業が原則的に農業振興地内にあることが要件であり、農業振興地域外にある地域との間に大きな負担の差を生じることから土地改良事業に対する補助制度の見直しを現在進めているところでございます。

単独県費補助事業は香川県が2分の1、本町が4分の1を補助する制度であります。農業振興地域外では県費補助がないため本町の補助率を4分の3とす



ることにより農業振興地域内外を問わず同程度の負担となるよう要綱等の整備を行い、平成 28 年度から実施できるよう予算の確保や事前準備を進めてまいります。

以上申し上げまして、古川議員ご質問に対する建設課サイドの答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁ありがとうございます。

この質問に対しても平成 22 年、23 年、25 年と 3 回ほど質問させていただき、来年度より検討を行い平成 28 年度から実施するような予算のめどがついたということで安心しております。

しかしここで質問いたしますが、土地改良事業等それから雨水排水計画の設計の流量というのは設計指針が若干違うと聞いておりますが、数値については 1 時間雨量が 35.3 mm、これが設計の目安となる数値となっておりますが、近年 1 時間当たりの雨量が 30 mm から 50 mm の流量が出ております。

過去に 10 年間多度津町の 1 時間当たりの雨量は 2005 年 7 月 2 日午前 10 時に 43.5 mm を記録しております。

2010 年 6 月 28 日午後 8 時これも設計水量を越える 36 mm、2012 年 9 月 11 日午前 2 時には

最大雨量 35.3 mm に近い 33.5 mm と限りなく近い数値が出ております。

これはこの数値が排水として要因するのはまず先程申しました満潮時に近ければ近いほどリスクが高くなります。

これについて土地改良事業の設計の基準とそれから雨水排水計画の設計の基準の違いについてちょっと教えていただきたいと思います。

建設課長（島田 和博）

古川議員ご質問に対してお答えをいたしますが、下水道計画等につきまして古川議員おっしゃった 35 mm ほどの計画の断面で計画をされていると思われま

す。ただ今現状の土地改良の断面というのはあくまで上流田そこらの受益の部分、たくさんございましてその中でも問題となっておるのが J R 予讃線の暗渠部分の断面なんです。

これが通常の計画断面内の部分に収まっておればそういう計画もなされたでありましょうが、今から土地改良事業としての断面をおさめていく場合につきましては若干のズレがあります。

現状より大きな断面とするには不可能に近い部分があるかと思えます。

ただもう 150m 下には先程議員おっしゃったような堀江の雨水ポンプ場がござ

ポンプの能力につきましては未だ2基で運転をしておりますけれども、高機能なポンプ場でございますので、今後の対策、今後の激甚的な雨量に関しまして町としても今後そういう網羅した中の計画する中で、ポンプの増設を含めて下流域に引っ張るなかで断面不足を補うというのも一つの手法かと思われます。ただそこらのギャップがある関係上下水道の部分、それと将来の都市計画道路がそこにいくという関係上、断面上本来は計画構造ともう少し近々であれば、その協議内容も進めていけたんですけれども道路に関しましては先程お答えをいたしましたように、若干の期間があるということでございますので、今の近々の部分から言えば一番早い手法に、これはもう町の土地改良事業になろうかと思われますが、1日でも早い改修をすることで地域の田及び地域の皆様方の安全を守るための事業としていち早く取り組んで参りたいというように思っております。

以上でございます。

議員（古川 幸義）

建設課長の答弁どうもありがとうございました。

まだあの質問の中にですね、3号雨水幹線の暗渠部分の設計についてですね、地元住民、また地元水利組合との説明と打ち合わせ等がされていない質問についてお答えをいただいておりますので、ぜひその答弁もよろしく願いいたします。

上下水道課長（河田 数明）

ただ今の古川議員さんのご質問、並びに当初の質問にありました第3雨水幹線を整備するにいたった経緯ということを、ちょっと説明をさせていただきたいと思ひます。

議員の質問にあります満濃用水が流れる北鴨幹線は、現在、多度津町都市計画区域の境界付近まで補修が完了しております。

現在満濃用水は、都市計画区域内の北鴨幹線水路を流れ、平成9年から平成16年にかけて総事業費約7億4,000万円で整備を行った堀江第3雨水幹線を経由し堀江雨水第1ポンプ場に至っております。

町におきまして、北鴨幹線水路の上流域の補修により水の流下速度が速まることから、その対応について、関係各課で協議を行った結果、町下水道事業における雨水計画の堀江第1雨水幹線（計画路線）は、北鴨幹線水路を北鴨浄水場（水道課のあるところ）その付近から分岐し北鴨浄水場の南側を通り、都市計画道路である町道277号線を経由し堀江雨水第1ポンプ場に至る路線で、満濃用水を下流域に流す新たな計画水路でありますので、都市計画道路と兼ね合いもあり、先程建設課長の方も言いましたが、早急に着手することは非常に難しいということから、早期に対応するにはまず雨水幹線計画路線と、北鴨幹線（満

濃用水の幹線)が重複しております多度津自動車学校付近から四国開発付近までの区間を、国庫補助及び満濃池土地改良区の負担金をいただく中で整備を行い、その後上流に向かって順次整備を行うことを決定いたしております。

本年度におきまして測量及び設計を行う為、27年度予算に計上し平成27年度第1回定例会におきまして予算の議決をいただいたところでございます。

現在測量及び実施設計業務委託を発注しており、今後、説明及び協議のできる資料が整い次第、議会並びに関係者への説明及び協議を行いたいと考えております。

なお、工事実施年度は平成28年、29年度2カ年の予定でございます。

以上質問の答えとさせていただきます。

よろしくお願い致します。

議員(古川 幸義)

どうも答弁ありがとうございました。

まだまだ詳細で質問をしたいのですが、時間の都合によりこれからは要望事項として述べさせていただきます。

先ほど申しました堀江雨水幹線はですね、今現在60数年を要しており今にも崩落する危険性がありますので、その対岸のなかにはですね、道路がございましてその道路も川底がえぐられ、傾斜しております。

これになりますと大雨がきますと川底がよりえぐられて、基礎部が崩落し道として崩壊する危険性がありますのでその辺りですね、地目の問題等がございましてその道路に関しましては川という地目でありながら道路として使っているのが現状であります。

そういう諸々の問題点がございしますので、そこら辺を含めてですねよろしく検討のほどよろしくお願い致します。

それと河川の補修改修については地域の住民と十分に検討を重ねて決定するとありますがその点を今後ともよろしくお願いしたいと要望いたします。

これにて8番古川幸義の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長(志村 忠昭)

これをもって、8番、古川議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は11時05分にしたいと思います。

15分間休憩致します。

休憩 10時49分

再開 11時05分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて一般質問を再開いたします。

11 番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

11 番、渡邊美喜子でございます。

一般質問に入る前に、この度議場の改修が行われ、国旗、町旗、質問席、議員の氏名標、質問時間の確認用タイマー、傍聴席の椅子などの設置や改修にあたり執行部の皆様のご尽力に敬意を表します。

また 9 月定例会より一問一答方式をも採用することとなり、多くの町民の皆さんの強い願いや声が届くよう、気持ちを新たに、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

また昨日の高見・佐柳の合同運動会に町長をはじめまた執行部の皆さんありがとうございました。

このような島の人々との関わりが来年あります瀬戸内芸術祭の成功にも繋がると確信しております。

今後ともどうかよろしくお願い致します。

それでは一般質問に入ります。

1 点目は、学童保育（放課後児童クラブ）についてであります。

県内学童保育の待機児童が 5 年間で倍増、その要因は共働き世帯の増加、核家族化の進行が挙げられます。

そして国においては、この様なニーズや待機児童の解決施策として平成 27 年 4 月から平成 31 年末までに「子ども、子育て支援新制度」を導入開始しました。その内容は、一環として学童保育の利用対象児を「小学 3 年程度、10 歳未満まで」から「全学年 6 年生まで拡大」とすると規定されています。

指導員の資格、人員配置など、ニーズ調査、アンケートなどの結果をふまえて「子ども、子育て支援」の条例化や整備、事業計画の策定なども義務付けられました。

財源については、社会保障と税の一体改革による消費税増収分を活用すると伺っています。

そこで近隣の自治体の動きを見ますと、これまで県内 10 市町の預かり対象が 3 年 4 年生までであったが 4 月からの「子ども、子育て支援新制度」では、県内 9 市町が対象学年を拡大。

そのうち高松市、善通寺市など 5 市町においては全学年を対象にもうすでに実施しております。

また、丸亀市においては施設整備と支援員の確保が難しいとし、15 校のうち 8

校が対象を3年生のまま据え置き、来年末までに体制を整えて移行することになっていきます。

近隣の実施の影響か、新聞の掲載などで多度津町の保護者の方からも要望や問合せがあります。

今後もニーズは益々増加すると思われれます。

現在、多度津町には学童保育の児童館が4カ所、保育所2カ所ありますがどこも満所であると聞いております。

実施するにあたり施設の整備、支援員確保など多くの課題がありますが子育て支援、少子化対策に影響が必然であります。

平成31年までの猶予期間となっており、まさに「選択と集中」の考えで早急に取り組まなければなりません。

そこで町のお考えをお伺いします。

子ども、子育て支援新制度について本町は今後どのように取り組んでいきますか。

計画、過程を具体的にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員のご質問の「子ども、子育て支援新制度」について、お答えをさせていただきます。

「子ども・子育て支援法」をはじめとした子育て関連の法律が制定され、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていき、子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するために「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートいたしました。

その目的や意義を踏まえ、町として「多度津町子ども・子育て支援事業計画」を3月に策定いたしました。

平成17年に策定しました「多度津町次世代育成支援行動計画」の基本理念『子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち』多度津町をめざして』を引き継ぎ、今後総合的かつ、計画的に児童福祉施策を推進するため、平成31年度までの5年間を計画期間としております。

ご質問の1点目、「学童保育」について「子ども・子育て支援新制度」が導入され、どのような取り組みを行っていくのかということですが、事業計画においても「子育て支援環境の充実」の項目の中で放課後児童対策等の充実に図ることを明記しております。

現在本町では、児童館4カ所、保育所2カ所で放課後児童クラブを開館しており、255人の学童が利用しておりますが受入対象学童は、小学校低学年（1年～3年生）が中心となっております。

保育所1箇所のみが、4年生の学童を受入れ、11人が利用しております。

今後の計画としましては、事業計画策定時に実施しました小学校入学前の子どものいる 693 世帯へのアンケート調査結果も踏まえ、放課後児童クラブにおける小学校高学年(4年～6年生)の利用量の見込みを166人と推計しております。その受入ができるよう平成29年度を目標に他市町の取組みを参考にしながら、教育委員会と連携を図り、受入体制整備について検討してまいります。以上で、渡邊議員のご質問に対する答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議員(渡邊 美喜子)

ご答弁ありがとうございます。

すでに子育て新制度実施している自治体もございます。

質問の中に高松、善通寺ではもうすでにしております。

そこで一番気になるんですけども施設の場所というのか整備につきましては約166名ですか、その子どもたちにどこの場所でされるのかという部分、具体的にありましたらお願いしたいと思います。

福祉保健課長(藤原 安江)

放課後児童クラブ、高学年に拡大されたことによりまして現在、議員おっしゃるように児童館は満員状態で、児童館の以前の幼稚園のお子様もお預かりしておりました時期がございまして、その時に設備しております机と椅子、幼児用のものを今小学校1年生から3年生の低学年のお子さんをお預かりしておるのにもかわらず、そのまま利用しております。

というのはそれを学童用に買い替えますと、今の受け入れ人数が受け入れることができないというような本当に児童館の物理的な面積的な部分では今の児童館では高学年のお子様をお預かりするということは不可能かというふうに考えております。

理想的には小学校校区の中で小学校の敷地内の中にその様な受入れの施設ができることが最も望ましいというふうには思いますが、これは今後29年度を目標としておりますので、教育委員会、また住民の方からも色々ご意見をうかがいながら前向きに検討していきたいと思っておりますので、ここでどこにというふうな場所の回答は控えさせていただきたいと思っております。

よろしくお願い致します。

議員(渡邊 美喜子)

今のお話なんですけども1人当たり児童の面積というのか一応決まっております、1.65㎡ということを知っておりますので、その分できまして学校の空き教室があれば一番いいのかなと思ったりもしますが、でも実際空き教室があるかないのか、ある学校もありますし、ない学校もあると思っておりますがこれは空き家という部分もよそも考えているという部分も含めて検討していただ

ればなというふうに思います。

次の質問をいたしますが、指導員なのですが、指導員の確保については今後どのようにしていくのか教えていただきたいと思います。

福祉保健課長（藤原 安江）

指導員の確保でございますが、現在も児童館等におきまして指導員の確保が困難な状況もございます。

いろいろな各方面に指導員の募集という形で行っております。

ですから今後学年を拡大するというふうなことになりますと益々確保ということが支援員が2人以上というふうなことになっておりますので、確保も一つの大きな課題となっております。

今後児童館につきましては今社会福祉協議会に委託をして行っております。

その正規職員プラス支援員さんの方が児童館の方で担当して子どもさんのお世話等をしていただいて運営をしておりますが、今後も広く募集をし、また研修等も行っていきながら目標に向かって体制整備を整えたいというふうに思っているところでございます。

よろしくお願い致します。

議員（渡邊 美喜子）

指導員の確保についてでございますが、一応放課後児童支援員ということで創設されるそうであります。

一つの部屋に2名配置されるということも聞いております。

それで「保育士とか社会福祉士の資格を持っている方」とか、それから「高卒以上」で「2年以上児童福祉事業に従事している方」、「教員免状を持っている方」などが、次がちょっと大変だと思うんですけども、「都道府県知事が行う研修を修了すること」ということで調べましたら、講義講習を合わせて24時間程度、それをしなければならないということでそうなりますとまた日数等もかかると思いますし、情報提供という部分になるんじゃないかなというふうに思います。

でも待機児童の解消とかそれから保育の質の確保が、これ大きいことになりますので、大変だと思うんですけどもこういう情報提供をしっかりとさせていただいて1日も早い支援制度を取り入れていただきたいと思います。

物理的に確かにハードルが高い部分も多度津町はあると思いますが、早急に取り組む。

実はこれは教育委員会が窓口でしょうか、それとも福祉保健課が窓口になるのでしょうか。

教育課長（岡 敦憲）

児童クラブの方は福祉保健課、社協の方になりますけども。各地区で夏休み

を利用した子供教室、これに関しましては公民館が行っております。  
一部教育委員会もからんでおりますけども、ただ白方地区においては定期的  
にやっておるといふふうには聞いております。  
子供教室或いは児童クラブといった2つ両局面ありますけども、現在は同じ子  
育てっていかうかそういった中で2輪でいっておると。  
これはもうどこの市町も同じかなと思っております。

議員（渡邊 美喜子）

平成29年度を目標にとということでございます。

そこで町長にお伺いしますが、子育て支援少子化対策に本当に大きな影響が必  
然だと思えます。

町長がよく言われております「選択と集中」ということで正にこれに値するん  
じゃないかなというふうに思いますので、再度町長のお考えをお聞きしたいと  
思います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員の再質問にお答えをしてみたいです。

私の大きな重点施策の中に「子育て支援」というのが大きなウエイトを占めて  
おります。

その中で今議員の方からのご質問の児童館の預かり保育もこれも非常に大きな  
要素になっております。

今私共の中で待機児童っていうのは保育所又は幼稚園だけではないと。

預かり保育、児童館の預かりに関しましてもそこに行けなくて待機をしていな  
ければいけないということは皆無にしなければいけない。

子どもたちみんなが預かりの中でそういうお父さんお母さんが安心して仕事が  
できるような、また子どもたちが安心して預かり保育を受けられるようなそう  
いう環境整備に努めていかなければいけないと思っております。

それを29年度までにしていきたい、その中で今児童館の担当は社会福祉協議会、  
福祉保健課でありますけども、そこだけではなくて教育委員会も含め、また町  
全体で空いている部屋とか、先程渡邊議員さんのお話の中にもありましたが、  
空き家等適正的な活用をすることによって、そういう施設も生まれてくるん  
ではないかと思っております。

そういう意味では小学校の空き教室や又空き家等適正管理条例、また古民家再  
生プロジェクト、そういうことも踏まえて町全体でそういうできるようなところ、  
それはあらゆる施策を持ってやっていかなければいけないと思っております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議員（渡邊 美喜子）



それでは、2点目に入ります。

2点目は、自治会の組織率の状況について質問をいたします。

県内の平均の自治会組織率が平成13年は80.7%、平成21年度が71.7%であり、9.0%低下しております。

多度津町も平成13年度は86.9%、平成21年が79.9%であり7.0%低下しております。

どこの自治体も同じ低下傾向であります。

原因は転入世帯、核家族化世帯、集合住宅居住地の増加や地域や人とのつながり、関わりなどの意識の希薄化などが挙げられます。

また、加入率低下が及ぼす影響は多くあり、文化としての行事の減少・廃止による地域活力の衰退、環境は美化活動の減少、防犯・防災では空き巣被害の増加、災害時の安否確認・情報伝達に支障、福祉におきましては子ども・高齢者の見守りをする人の減少、助け合い意識の希薄化、親睦・交流におきましては親睦活動や交流機会の減少や関わりの希薄化が挙げられます。

少子高齢化になりつつある今のこの社会に益々自治会の役割が重要になってきます。

こうしたことから、自治会加入促進のチラシを町内転入者に配布、自治会の必要性を知らせることが加入促進に繋がる第一歩なのではないでしょうか。

そこで質問をいたします。

- 1、多度津町の過去5年間の自治会加入率はどのようになっていますか。
- 2、現在の地区別組織率はどのようになっていますか。
- 3、未加入世帯の数値はどのくらいありますか。
- 4、自治会組織の強化の対策やこれからの方針について、町のお考えをお伺いします。

お願いいたします。

町長公室長（高嶋 好弘）

渡邊議員の「自治会の組織率について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

先ず、1点目の「多度津町の過去5年間の自治会加入率はどのようになっていますか。」でございますが、平成22年は、79.6%、平成23年は、79.1%、平成24年は、78.5%、平成25年は、77.2%、平成26年は、76.5%、平成27年5月現在は、75.6%で、5年前に比べて4.0%減少しています。

次に、2点目の「現在の地区別組織率はどのようになっていますか。」でございますが、多度津地区は、85.8%、豊原地区は、72.5%、四箇地区は、74.8%、白方地区は、61.6%、高見・佐柳地区の島嶼部は、99.0%であり、町全体は先ほども申しましたが75.6%です。

次に、3点目の「未加入世帯の数値はどのくらいありますか。」でございますが、平成27年5月現在で、未加入世帯が約2,300世帯あります。

最後に、「自治会組織の強化の対策やこれからの方針について」でございますが、自治会は、同じ地域に住む人々が親睦や交流を図りながらお互いに支え合い、住みやすく安心して暮らせる地域をつくる活動を行っている地域住民によるコミュニティ組織であり、地域コミュニティづくりの中心的となる存在です。

しかし、渡邊議員のおっしゃるとおり、様々な要因により、本町だけでなく全国的に自治会活動への加入者は、減ってきている傾向にあります。

このような中、社会状況の変化に応じた地域における住民自治の強化と行政サービスの向上を図る取り組みの構築が大きな課題だと思われまます。

まず、町内自治会を総括する多度津町自治連合会を含めた、自治会における取り組みと町行政が行う取り組みが必要だと思います。

自治会においては、「会員の高齢化」「役員のみ手が少ない」「特定の会員しか運営・行事に関わらない」など、個々の抱える理由を理解し、地域の活動に参加できる体制づくりが必要になってきているのかも知れません。

町においては、各自治会の実態把握や現状分析に努め、その地域・自治会へのスムーズな加入方法や自治会設立の相談に応じるとともに、防災訓練や清掃奉仕などの自治会活動の重要性やメリットを理解して頂けるよう広報紙などにて周知しています。

今後、香川県連合自治会の総会等における先進地の事例発表や取り組みを参考にするとともに、多度津町自治連合会と連携を図りながら、自治会の在り方やさらなる加入促進策を共に考えて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

実はですね平成26年町内自治会を対象としたアンケートを行ったということでありましたけども、その内容はこういったものか、それとそのアンケートの調査の結果を参考に促進加入を図るということを書かれてありましたが、そのアンケートから見えてきたもの等をお伺いいたします。

町長公室長（高嶋 好弘）

渡邊議員の再質問にお答えします。

町内自治会の現状を把握するため平成27年3月から4月にかけて全自治会を対象に実施する自治会調査票を利用してアンケート調査、新入会希望者の受け入れの可否とか、入会金、会費、活動内容等を調査いたしました。

今後自治会活動や加入促進に役立てたいということで現状を把握する為に協力をお願いしましたので今から検討したいと連合自治会も含めて検討したいと思

っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

議員（渡邊 美喜子）

アンケートにつきましては、本当に促進に大きな影響があるということで、本当によかったのかなと思っております。

未加入世帯が2,300人ということで、実は広報、いろんなことで自治会のスムーズな加入方法とか設立の相談に応じるとかそういう部分、広報誌で周知していますということを先程答弁していただいたんですけども、これは他の地域も関連しまして、実は丸亀の方なんですけども車で通ってしまいましたら、ポスター、それからでかい大きな看板と「自治会に加入しましょう」とかポスターも色付きのハッキリ見える、遠くからでも見えるようなポスターがそこら辺貼っております。

こういうことはやはり広報もいいんですけども長いこと期間掲載していることで目を見て、そして関心をより一層持ってもらえるんじゃないかなあというふうに感じておりますので、作成につきまして今までに町はしたことがあるんでしょうか。

もしなければ取り組みはしていただくということにはなりませんでしょうか。お願い致します。

町長公室長（高嶋 好弘）

渡邊議員の再質問にお答えします。

今までにポスターとかそういう作成したのはなかったかと思っております。

今後の取り組みにつきましては、先程も申し上げましたが町内の自治会を総括する多度津町自治連合会と連携を図りながらともに考えてまいりたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

議員（渡邊 美喜子）

時間も迫っておりますので。

1点ですね、実はこれも他の市町から促進加入に向けてしっかりと取り組んでいるという自治会からなんですけども、例えば集合住宅は年々増えて来ていると思うんです。

そこでその世帯の方、経営する会社、事務所にもお願いをして加入についてのチラシを配るとか、それから転入世帯に関しましては町の方へ役場へ来られた時、一言運動というのかチラシ説明等もしているということも聞いておりますので、全てこういうことに関しましては長い目で見ましたらこれが多度津町の活性化、そして定住促進にも繋がると感じておりますので、どうかしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、11番、渡邊議員の質問は終わります。

次に5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

議長よりお許しを頂きましたのでこれより1点目、防災、減災に役立つ路面下空洞調査について質問を致します。

現在、全国各地で国の防災安全交付金を使って、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前の防災、減災対策の取り組みとして、道路、橋梁の路面下空洞調査が行われております。

路面下空洞調査とは、これまでの道路表面のひび割れや、わだち等を目視により発見することができない道路や橋梁の路面下を、地中探査レーダー装置を搭載した車両で走行し路面下の空洞を発見する調査方法のことをいいます。

人間の健康診断の例に例えてみますと、道路や橋梁のCTスキャンのようなものと言えば御理解頂けるかもしれません。

県は、高松11路線、県道40kmで行った路面下空洞調査で27ヶ所に問題があることが判明致しました。

この内で空洞が大きいと推測された場所などについては、年度内にも調査を実施するようであります。

多度津町内におきまして、サンプル調査と致しまして、平成27年4月20日にスケルカーによる路面下空洞調査を致しました。

調査路線長3.3km、調査側線長6.6km 調査の結果町道4箇所が発生深度は、いずれも0.3mの所に空洞を確認致しました。

災害時の有事には、消防や救急避難所等への物資輸送等を担う命の道路の確保をするために必要な調査であります。

町のお考えを宜しくお願い致します。

そこでお尋ねを致します。

1、過去において、路面下空洞が原因と思われる道路の陥没がありましたらお知らせ下さい。

2、今後、多度津町において路面下空洞調査について調査計画時期、規模、路線などありましたらお示し下さい。

宜しくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員ご質問の「路面下空洞調査」についてお答えをしております。

1つ目の過去において路面下空洞が原因と思われる道路の陥没については、道路と並行する水路や横断する水路、排水柵等の老朽化、破損などにより構造物の周辺の土砂が水路に流れ込んだ結果、道路が陥没するといったことが発生し

ております。それらの陥没については、殆どのものが小規模な陥没で、複数個所の発生はしておりますが、これらが大きな事故につながったケースは過去においてありません。

2 つ目の調査計画についてでございますが、隅岡議員からのご質問にもありましたように、今回のサンプル調査で大きなものではありませんが、空洞が4箇所見つかっております。

その内、葛原大木地区での3箇所の内1箇所は補修完了しておりますが、あと3箇所について、調査いたしましたところ用水の横断管等が損傷しており、水利時期を見定めて補修をしたいと思っております。

今後、これらの空洞から道路に陥没が発生し事故等につながらないように、現在進めております道路メンテナンス事業に併せ、関係する水路等の状況など調査整理し、路面下空洞調査についても検討していきたいと考えております。

以上簡単ではありますが、隅岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

1 点目の質問でございますが、過去においてというふうに町長答弁をなさいましたけど、過去においてどのぐらい遡って、どのぐらいの時期なのか教えていただきたいのが、よろしく願いいたします。

それとほとんど小規模な陥没というふうにと答弁もらいましたが、その小規模のその時期にもよりますけど、今現在どのぐらい経っているか分かりませんが、その事故の内容といたしますか、そういったことも今後につながりますので、お示してください。

建設課長（島田 和博）

失礼致します。

今回行った調査に基づきましてやりましたけども、過去と言うのは平成10年前後ということでもう14、5年経っております。

これにつきましては浜街道の西岡商事前、旧護岸、埋立地との境の部分で今は県道になってございますけども、新生の前辺りですね。

これにつきましても、あそこも旧排水管等々ございましてこの部分の下水道の工事もあったんですけども、それか下水道の工事に関しての地盤の緩みの中で、ここは若干海水がですねやっぱり若干引いたり出したりいう、満潮干潮の中で若干動いておる部分でもございますので、そういう関係上陥没があったというように聞き及んでおります。

ですから重量トンの、あそこは完全な今後浜街道として県道として認定されましたけれども、重要な物資等の輸送に関わる問題の中の大事な路線でありますので、県道になったとはいえ県にもこのことに関しましては意見ということの

中で今後道路メンテナンス等々におきまして調査を依頼したいと思いますし、また町道の部分では若干やはり今回やった 6.6 km というのもその間の中、この間ちょっと水道管が破裂したという部分がございます水附池、白方池の山階の交差点部分から県水等の入っておる部分で平瀬の浄水場まで 6.6 km を調査いたしました。

現に調査結果については 4 カ所ございました。

これについても若干道自体の高さがありませんので、先程町長の方からご答弁させていただきましたが、低い若干かぶりの少ない段階の配水の部分での陥没でございます、これについても若干長い間の形の中で、やはり空洞ができておったということの確認をいたしました。

それはもう 1 カ所は修繕しとりますけど、あと田んぼの水の時期等もありました関係上秋口にかけて、調査検討、もう一つ掘削しながら補修をしてまいりたいというように思っております。

以上です。

議員（隅岡 美子）

丁寧な内容のあるご答弁ありがとうございます。

そして町は町道を調査するわけでございますが、今後避難通路そういった以外にもこの調査は通行止めのそういった路線の通行止めの必要ありません。

そういった関係、また今後避難通路以外にも緊急輸送の通路以外にも避難場所となる学校とか公園、そして小学校中学校、そして病院、そして緊急輸送道路からの接続道路についても、今後調査をしなければならないと考えております。これは本当に大事な、安心安全な町多度津町の観点から、やっぱり 1 日も早いいろんな施策もたくさんあって、予算もたくさん、そうでなければいけませんけども、何よりも早急にまた具体的に調査をして今後進めていただきたいなど、このように思っております。

これは要望でございます。

議長（志村 忠昭）

ちょっと隅岡議員、ちょっとこれ以上しましと 12 時を超えそうなので、質問の途中ではありますけれども、タイマーを止めて暫時休憩に入りたいと思います。

再開は、1 時に再開したいと思います。

よろしくお願い致します。

休憩 11 時 53 分

再開 13 時 00 分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて、午後の一般質問を再開致します。

隅岡美子君。

タイマーを動かしますのでよろしくお願い致します。

議員（隅岡 美子）

2 つ目の質問は、読書通帳の導入で読書意欲を高める取り組みについて質問を致します。

近年、活字離れが指摘される中、町民の皆様に読書に親しんでいただく取り組みの一つとして、「読書通帳」を導入する動きが各地で見え始めております。

この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に町民の読書への意欲を高める効果が期待されております。

平成 25 年 9 月に読書通帳システムを導入した富山県立山町では、自動貸出機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸出日が記帳される仕組みとなっております。

通帳は町内の小、中学生には無料で贈呈しております。

又、立山町の取り組みの特徴として、行政と学校が一体となって進めたことです。

そこでお尋ねを致します。

町長並びに執行部の御答弁宜しくお願い致します。

多度津町内において、各 4 小学校、中学校に読書通帳を導入してはいかがでしょうか。

宜しくお願い致します。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員のご質問の「読書通帳」について、お答えいたします。

隅岡議員おっしゃるように、図書室・図書館で借りて、あるいは書店で購入しての読書は、少なくなってきたとの感もありますが、一方では、ベストセラーの本などを購入して読む、また、図書館・図書室で、借りることができる最大冊数を毎週借りる児童・生徒もおり、2 極化がすすんでいる現状と捉えております。

さらには、スマホやタブレットなどのいわゆる電子機器での読書が増えつつあることも時代を反映しております。

本町としても、読書活動は乳幼児のことばを育み情緒を高める重要な施策として位置づけ、平成 17 年から「ブックスタート事業」として、乳幼児への絵本の読み聞かせ、読み聞かせ用絵本の配布等を行い、親子のふれあいの機会をつくり、また、読書への動機付けを図っているところであります。

ご提案の「読書通帳導入」につきましては、香川県立図書館においては個々に

ダウンロードして使用しているようであり、また、本町の明徳会図書館にも10冊ほどの提供があったと聞いております。

今後、読書通帳の導入による運用方法など、県立図書館や近隣実施している図書館に問い合わせるなど、検討してまいりたいと考えております。

各小学校に於いては、子どもの読書活動の実態を分析するとともに、「読書通帳導入」についても、検討してまいります。

また、現在ある「多度津町子ども読書活動推進計画」の見直しをはかり、読書を通して、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより豊かに生きる力を身につけられるよう推進したいと考えております。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます、隅岡議員の答弁といたします。

終わります。

議員（隅岡 美子）

丁寧なご答弁ありがとうございます。

そして近くではまんのう町が四国で初めて町立図書館を新築して先駆けて始めております。

あそこは蔵書が4万8000冊とかすごい5カ年で6万冊を計画、そして今は貸し出し冊数が増えているようで、アンケートも実施したそうでございます。

利用者の満足度が98%と聞いております。

そして「読書通帳」を導入するにあたりまして、三豊市の方で聞いてまいりました。

三豊市の方では、「読書通帳」ということで貸出機が相当高額になると聞いておりますので、中々難しいということもあります。

そしてそんな中、町の素晴らしい職員がいらっしやって、職員が子どもたちのためにいうことでこういった「読書通帳」、これは低学年、こっちの大きいのは高学年とか一般者向けということで作りの「読書通帳」を作られたそうです。

この中にも低学年にはもちろん読んだ日、そして本の名前、そして一言、そして最後に星を3つ書いておりまして、星3つではありませんが、読んだ本が普通だったら星のところの1カ所に塗りつぶす、よかったと思ったら星を2つ塗りつぶす、そして大変よかったと思えば星3つ塗るというふうな、子どもたちにも本当に楽しく本に親しむという随所に表れております。

三豊市の方は、図書館が7カ所あるそうでございまして、7カ所の図書館にどこでも行って借りて、どこでも返せるとお聞きをしております。

こういったことで教育長の答弁にもありましたように、手作りで職員の中にもこういったことに長けている優秀な職員がいらっしやると思うので、こういったことも検討の中に入れていただいたらいいんじゃないかと思っております。



そして4月23日は「子ども読書の日」でございます。  
明徳会図書館の方にも皆様が本当に喜んで足を運んでいただきいい機会になるんじゃないかと思うように思っております。  
そういったことで今後さらに広くこういったことに先駆けて多度津町も導入していただきたいのですが、その点いかがでしょうか。  
よろしくお願い致します。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員のご質問にお答えします。

議員が提案された「読書通帳」、私もちょっと調べてみたんですけども、やはり立山町の場合、ICTを活用した事業ということでおそらく相当費用もかかるということで費用対効果も考えながらしなければいけないなという、また再度提案があったんですけども、手作りの「読書通帳」ということで、本当に検討に値する事柄でないかなと思います。

ぜひ近隣の状況も含めて検討してまいりたいと思います。  
また今現在も各学校では子どもの読書を高めるために例えば読書カードとか読書祭りとか、或いは多読の進めということで、読書ファイルを作っているとかいうことで子どもができるだけ進んで読書ができるように支援していると。また環境づくりをしているという状況もあるということをお知らせしておきたいと思います。

提案の事柄については検討していきたいと思います。

終わります。

議員（隅岡 美子）

教育長の前向きな答弁をお伺いいたしまして私も本当にありがたいなと思っております。

よろしくお願い致します。

続きまして3点目の質問に入りたいと思います。

3点目の質問は道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上について質問を致します。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が本年6月1日に施行されました。

自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要であると思います。

今回の改正法では、そうした危険運転（14項目）で3年以内に2回以上検挙された14歳以上の運転者には自動車と同じような安全講習の受講（3時間、5,700円）を義務化し、この講習を受けないと5万円以下の罰金が科せられることになっております。

以下の記載の「安全運転義務違反」には、携帯での電話や、スマホを操作しながらの運転、ヘッドホンやイヤホンの着用、片手で傘をさしながらの運転などが含まれます。

その 14 項目でございますが、1 信号無視、2 通行禁止違反、3 歩行者用道路徐行違反、4 通行区分違反、5 路側帯通行時の歩行者通行妨害、6 遮断踏切立ち入り、7 交差点安全進行義務違反等、8 交差点優先車妨害等、9 環状交差点の安全進行義務違反、10 指定場所一時不停止等、11 歩道通行時の通行方法違反、12 ブレーキ不良自転車運転、13 酒酔い運転、14 安全運転義務違反等があります。現在、各地域の警察を中心に改正法の周知に努めていますが、まだ具体的な内容を知らない住民も多いのが実態であります。

更に自転車のルールとマナーを守り事故を無くしていく努力が大事であると思います。

町長並びに執行部の御答弁宜しくお願い致します。

そこでお尋ねを致します。

1、小、中学校、高等学校において自転車のマナー、ルールについてどのように周知、指導していかれているのかお示し下さい。

2、高齢者の自転車運転者の方々についてどのように周知指導しているのかお示し下さい。

以上よろしくお願い致します。

総務課長（石原 光弘）

隅岡議員ご質問の、「道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上」についてお答えいたします。

6月1日の道路交通法改正により、自転車を運転中に危険なルール違反、いわゆる危険行為を繰り返すと、自転車運転者講習の受講が命じられるようになりました。

テレビや新聞等でも報じられてはおりますが、議員おっしゃるように、誰もが詳しい内容までは理解できていないのが実情ではないかと思えます。

多度津町においてもホームページに掲載しているほか、8月1日の検挙措置施行に併せて、8月の広報でもお知らせしているところです。

そこで議員お尋ねの中で、先ず小学校における自転車教育について、お答えさせていただきます。

小学校では、学級活動等の時間に、正しい自転車の乗り方や点検や整備、道路標識等について計画的な指導を行うと共に、全校集会や集団下校時を利用して、ルールやマナーの呼びかけをしています。

また、町の交通指導員による自転車教室並びに自転車検定を各小学校3年生と6年生を対象に、実技と学科を4時間から5時間をかけて行っております。

交通安全を守る会会長も含め、熱心なご指導により、安全な自転車の乗り方を学習することで、日々交通ルールを守って自転車を使用すると共に、安全な生活を送ることを目的に、毎年行っているところでございます。

次に中学校では、全校・学年集会、学級、部活動等あらゆる機会を捉えてルール遵守や規則を守る意義について指導し、子ども達の自発的な活動も生かしながら自転車等交通安全教育に努めているところでございます。

そして入学式には交通安全を守る会及び交通指導員による交通安全教室を開催しており、今年度は道路交通法の改正に関する周知と共に、自転車のルールとマナーについてもDVD鑑賞や話をしたところでございます。

また高等学校におきましても、多度津高等学校に伺ってみますと、年2回丸亀警察署に講話を依頼し、その中で自転車指導を、また各ホームルームではマナーアップ周知を、そして毎月10日、20日、30日には教職員と生徒が一緒になって登校時指導を行い、交通安全指導に努めているということでもあります。

最後に高齢者につきましては、各地区老人クラブや各自治会が開催している交通安全教室等で、丸亀警察署や香川県くらし安全安心課、また町交通指導員等を講師に招いた交通安全指導が熱心に行われております。

それに加えて、香川県交通安全協会では、子どもや高齢者を対象にした自転車大会が、自転車の安全な乗り方の習慣化を図ることを目的に毎年開催されております。

今年度の小学生大会では豊原小学校6年生が出場し第2位に、また10月には高齢者大会には、豊原地区の選手の皆さんが出場予定となっております。

いずれにいたしましても、自転車は一番身近で誰もが使用できる便利な乗り物ではありますが、交通事故の被害者にも加害者にもなり、特に加害者となれば、高額な賠償命令が出されるケースがございます。

一人一人がルールとマナーを守り、安全運転を心掛けるのはもちろんのことですが、これについては、町だけでなく、警察・地域・学校・家庭が協力し、継続して取り組むべき大切な指導であり、教育ではないかと認識しております。個人個人が交通安全意識を高め、安全安心な地域社会の実現を目指して、今後も交通安全意識啓発を積極的に図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いをし、隅岡議員への答弁といたします。

議員（隅岡 美子）

本当に分かりやすく丁寧なご答弁ありがとうございます。

町の交通指導員をはじめ各関係団体の皆様には日頃より子どもたちのために日夜補導や見守りをしてくださって本当にありがとうございます。

この場をお借りいたしまして敬意を表したいと思っております。

まず私が思うのは、自転車は手軽ですぐ乗れて免許もいらぬ、本当に手軽な

乗り物でありますけれども自転車は車であります。

このことをしっかりと意識を持たなければならないと思います。

先程答弁にもありましたように、小学校、中学校、高校といろんな大会、またいろんな普及啓発学習、たくさんしております本当に素晴らしいと思いました。

学習は学習としっかりするのは大変重要でありますけれども、一旦自転車に乗って一般道路へ出ますとそうは中々いけないと思います。

知ると知らないとは全然違いますけど、知っているのは大変重要であります。それをふまえて一般道でも安全な乗り方とかそういったことをしていただきたいんですが、中々私も車の運転をしているところに行きますと蛇行運転をしたり、傘差し運転が見受けることもあります。

危ないなって思いますけれども一般道を走るときは注意しなければならないということで、飛び出しもそうです。

まずその辺のところもしっかりと指導を、自分の為でもありますし多度津町から悲惨な事故を出すことは絶対できませんので、そういった観点からもしっかりとそういったところも教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

総務課長（石原 光弘）

隅岡議員ご質問でございますが、一般道とは多分一般の方を指していると思います。

今現在小学生、中学生、学生対象にしております。

それと高齢者、特に最近の交通事故は高齢者が非常に多いです。

その辺が先程も答弁で申し上げました守る会の会長さん、或いは指導員さん、かなり忙しい状況で今多度津町の交通安全を見守っていただいております。

今後一般の方をどのような形で、今の自転車の危険性とか交通安全指導から大きな課題であるとはこちらも認識しております。

その辺り今のところ大きな事故としてあまり出ていませんけれども今後十分に気を付けなければならないと思っておりますが、何とか方法を考えてまいりたいと思いますが答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

本当に安全安心な町を目指しております多度津町でありますので、自転車だけには限りません、自動車もそうであります。

とりわけ自転車におきまして、やはり悲惨な事故を多度津町から1件も起こさないっていう意識改革を皆さん一人一人がしていただくとともに私も注意してまいります。

そういったことを今後もよろしく願いますということで、要望といた

します。

以上、隅岡美子の一般質問をこれで終わりたいと思います。

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡議員の質問を終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎 忠義でございます。

私は、平成27年第3回9月定例議会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町に「こども課」の設置で、子育て応援、支援や少子化対策を、2、移住定住促進事業について、3、市街地活性化対策についての3点について一般質問をいたします。

まず最初に、町にこども課の設置で、子育て応援、支援や少子化対策についてであります。

次は、青い窓の会編、「子どもに学ぶ日々」真実を見ぬく天才たちの詩からでございます。

題名が「わすれんぼのおかあさん」、千葉県白井小学校1年生の詩。

『おかあさんはなんでもメモするのが好きです。おかいものするときは、「たまご、ぶたにく、こしょう、にんじん、ぎゅうにゅう」とメモをします。カレンダーにも書きます。1日のしごとは、「あみもの、ゆう子がおしっこをもっていく」と書きます。でも、あさおしっこをわすれてしまいました。わたしがわすれると「なにポケットとしているの」というのに、おかあさんがわすれると、「にんげんだもん、わすれることあるよ」と言ってニコッとわらいます。メモしてわすれるおかあさん、あたまのなかにけしごむが入っているみたい』というところでございます。

もう一つは「うちのおとうさん」、町田市町田第二小学校1年生の詩でございます。

『うちのおとうさんにおかあさんにあやまったことあるかってきいたら、いっかいきりないって。うちのおかあさんにおとうさんにあやまったことあるかってきいたら、ひゃっかいあるって。』

これは「わすれんぼのおかあさん」の評、佐藤浩さんでございます。

『つい自分には甘く、人には厳しくしてしまうのが人情の常です。しかし、忘れたとき、「なにポケットとしているの」と言った母に対し、「あたまのなかにけしごむが入っているみたい」とユーモラスに考えた子供の優しさがとても対照的です。

そして、「うちのおとうさん」の評、佐藤浩。

『子どもが親に詫げるほど親は子どもに詫びたことがあるだろうか。子供たち

は、わびることがどんなに勇気のいることかよく知っております。自分が悪いと知りながらも、恥ずかしさが先に立ってどうしても「ごめんなさい」が言えないのです。ところが、母親のアンケートなどを見ますと、素直にごめんなさいと言える子にしたいと言っているのです。つまり、恥ずかしいから言えないのであって、素直でないから言わないのではないのです。だから、子どものごめんなさいは目で聞く言葉だと私は思っています。』

子どもは、一人一人が自分の人生を生きております。

他人と比べるのではなく、その子の今とこれからの道のりを理解するためにも、発達の順序を知っての教育や保育をすることが大切です。

子供は、この世界に生まれてきて、一番初めに自分を愛してくれる他者を発見し、そしてその温かい他者のまなざしの中で自分自身を愛し、誇りを持って生きる力を培うわけです。

その自分を大切に思う自我を持った子供は、自分と同様に他者をも大切にできるようにするとも言われております。

それぞれの段階の発達途上に固有な難しさがありますが、どの時期にも必要なのは、自分のことを温かく見ていてくれる大人のまなざしと過不足のない援助でございます。

また、幼児期の発達の難しさは、ゼロ歳児のころの発達のスピードは著しく速く、運動の側面でも情動の側面でもその力が大きく異なると言われております。また、幼児の場合は個人差が大きく、その個人差は生まれたときからの個性であったり、環境による影響で違いが生まれ、発達の順序性を理解して教育、保育することが大切だとも言われております。

幼児クラスの保育は集団で活動していくことが多いけれども、その中での一人一人の楽しみ方は異なるし、その個性的な楽しみ方を予測して保育することが大切だとも言われております。

そして、幼児の保育の特性と発達に応じた援助の必要性があり、その変化の仕方から、その子がこれから次の段階へ移行するに当たってどんな援助を必要としているかをより正確に予測し、理解して楽しく遊ぶために必要な働きかけ、これから獲得していく力を育むために必要な働きかけを考え、よりよい環境をつくることも大切です。

そこで、お伺いをいたします。

1 点目は、仕事と子育て、また親の介護などダブルケアで、支援、補助窓口として、子供に関する手続、相談が一括してできるこども課の設置を町としてできないのか。

2 点目には、去る7月23日木曜日、建設産業民生常任委員会で、視察研修地の島原市役所別館1階にはこども課が設置されており、窓口業務として、1、児童

手当、2、保育所、3、福祉・医療、これは乳幼児、ひとり親等でございます。4、児童扶養手当、特別児童扶養手当などとなっております。

このようにすれば、子育て世代の親の負担軽減となり、教育委員会、福祉保健課、住民課の仕事量も軽減化につながり、保護者に対しての子育て応援、支援となるのではないのか。

3点目に、仕事を持ち、ダブルケアをしている子育て世代の保護者は、どのくらいいるのか。

4点目に、白方幼稚園の園児数が減少しており、今後も増加が見込めないようだが、少子化対策としてはどのようにしていくのか。

5点目には、政府の新型交付金（地域住民生活等緊急支援のための交付金）、そして地方創生先行型、これらを活用しての子供の医療費、病院窓口無料化助成を実現、実施できるのではないのか。

以上の5点について答弁を願いたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問の町にこども課の設置で、子育て応援、支援や少子化対策をについてお答えをまいります。

ご質問の1点目の子供に関する手続、相談が一括してできるこども課の設置について、2点目のこども課設置による子育て世代の負担軽減と仕事量の軽減化について、3点目の仕事と親の介護などダブルケアをしている保護者の数については関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

議員ご提案のこども課の設置状況は、香川県下では8市と2町がこども課や子育て支援課等の名称で設置しております。

本町におきましては、子供に関する窓口業務は主に福祉保健課が担当しておりますが、3つの課に分散している状況です。

例えば、窓口業務の福祉・医療、これは乳幼児またひとり親家庭等の医療は住民課が担当しておりますが、同じフロアでありますので、福祉保健課担当者住民課担当者が密に連絡をとることもでき、情報を共有し、住民サービスの低下とならないよう努めており、支障なく事務を遂行していると考えております。また、仕事と子育て、親の介護等のダブルケアで悩んでおられる方の相談がありましたら、福祉保健課には介護保険係も配置されておりますので、その場で介護保険サービスや高齢者福祉サービスの支援につながるような相談、支援ができるメリットもございます。

子育て世代の方の不利益や負担増が生じないように、これからもさらに他課との横の連携強化を図り、住民サービスの向上に努めてまいります。

また、現在の本町の職員数等の体制のままでは、こども課を設置することは、議員がおっしゃる教育委員会、福祉保健課、住民課の仕事量の軽減化にはつな

がりにくいと考えております。

最後に、仕事を持ち、ダブルケアをしている子育て世代の保護者の数は、現在正確には把握しておりません。

ご質問の4点目、白方幼稚園の園児数が減少しており、今後の少子化対策としてはどうかということですが、多度津町の出生数は昨年が174名で、うち白方地区は17名で、全体の約1割となっております。

現在の白方幼稚園の在園児数は3クラスで14名となっており、少子化が非常に深刻な課題であることは認識しており、現在協議しているところであります。

少子化は、白方地区に限局した課題ではなく町全体の課題と捉えておりますので、白方地区に特化した少子化対策ではなく、町全体の少子化対策を、本年3月に策定いたしました多度津町子ども・子育て支援事業計画に基づき、進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、政府の新型交付金、地方創生先行型を活用しての子供の医療費助成、これは病院の窓口無料化を実施できるのではないかについて答弁を申し上げます。

議員のご質問にあります新型交付金、これは地方先行型であります。このことについては、本体部分に加えて上乗せ部分についても既に申請が終了している一方で、次年度に向けては地方創生の進化のための新型交付金なるものが創設されると聞いております。

ただ、現段階ではまだ詳細については公表されておりませんので、担当課と連携を密にして情報を得ながら、平成28年度当初予算において、当交付金を活用できるようになることを期待しながら関連業務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問いたします。

第1点目には、香川県下での8市2町とは具体的にはどこかをお尋ねします。

2点目には、仕事量の軽減化にはつながりにくいという答弁でございましたが、少なくとも職員の個々の仕事量は少なくなるのは明らかで、既に実施している市町も全国的に多く取り組まれており、機構改革として設置する考えはあるのかどうか。

3点目には、何といたっても保護者は仕事を持つての子育てをしており、手続の一括化、簡素化、時間短縮のためにぜひ設置すべきでございます。

4点目には、正確には把握していないということですが、世代の保護者に対する実態を把握することが大切であり、町がアンケートを実施すべきであると思うがどうか。



5 点目には、地域で子供を育てる特色のある保育、教育をすべきであり、地域から幼稚園をなくすべきではなく、問題解決のためには幼稚園、保育所との十分な話し合い、協議で解決すべき点もあるのではないのか。また、幼稚園では9時から14時までの開園となっており、条件の許す家庭のみの幼児教育であり、9時以前、そして14時以降の預かり保育も実施すべきと思うがどうか。

6 点目には、既に近隣の市町では、子供の医療費窓口無料化が実施されているので、ぜひ国の新型交付金の補助活用で窓口無料化を実現すべきであるので、来年度は最優先課題として取り組んでいただきたいと思いますと思うがどうか。

以上の点で答弁をお願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

失礼いたします。尾崎議員ご質問の1点目から4点目まで、福祉保健課のほうで答えをさせていただきたいと思えます。

1点目のこども課の設置でございますが、8市は全ての市と、2町につきましては三木町と小豆島町でございます。

設置する考えでございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、福祉保健課のほうでほとんどの子供に関する業務を行っております。

福祉・医療のみ住民課のほうに業務が回っております。

今の職員体制の数からしますと、確かに私も福祉保健課の中で児童手当や特別児童扶養手当を担当する職員は、ほかにも民生委員の協会の業務であるとか、ほかの業務も一緒にやっておるのが事実でございますので、こども課により新しい課ができれば、特化した仕事となり、一人一人の業務量は減るのではないかとございまして、確かに職員数がふえれば新しい課もでき、一人一人の業務量は減るとは考えますが、今の現状では一人一人の業務量の軽減ということにはつながらないというふうに考えております。

後もう一つ、時間の短縮といいますか、3点目ですけれども、それにつきましては、今の子育ての支援の状況ですとなかなか難しいというふうに考えております。

4点目、ダブルケアを行っている世代の保護者の数についてでございますが、今多度津町は高齢化率30%ということで、要介護認定を持っている方も1,200人ぐらいはおいでますが、ほとんどの方が老老介護、介護をしておる方はお嫁さんであったり息子さん、息子さんといひましてももう65歳を超えている方の介護がほとんどでございます。

確かに、数件は私も把握をしておりますが、子育て世代の方が介護をなさっているというふうな現状は確かにあります。それについてのアンケートということも、なかなか全数にアンケート調査をすることは不可能でございますので、今回の事業計画をつくるに当たりましても、693世帯の無作為による保護者を

選んで調査をしておりますので、必ずしもその世代のダブルケアをしておられる家庭の数を把握するための調査となりますと、不可能というふうに考えます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

教育課長（岡 敦憲）

幼稚園の時間、預かりを含めてですけれども、5時を限度として預かりを行っております。

これは、例えば6時、7時となりますと保育所との絡みがあります。

保育所の子供、幼児が少なくなれば民の圧迫ということになりますので、現在のところこういった時間の問題とかに関しましては、保育所長会、保育所長と相談を話を進める中でしておりますので、現在預かりを5時を限度としてというところで調整がついておるところであります。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員再質問6点目の乳幼児医療費の窓口無料化、これを町の最優先課題として取り組むべきではないかというご質問についてでございますが、これは今日の小川議員のご質問に対して町長も答弁いたしましたとおり、子育て支援策の大きな柱として執行部としても取り組んでいく所存でございますが、重複いたしますが、今議会中に開催されます総務教育常任委員会の中で、その内容について、乳幼児医療費等助成だけにとどまらず、ひとり親家庭医療費助成、また重度心身障害者医療費助成も含めた福祉医療全般に係る医療費の助成の方法についてご報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、再質問に対する答弁といたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

次に、移住定住促進事業についてであります。

去る8月3日月曜日から8月5日水曜日までの3日間、鹿児島県霧島市及び宮崎県日南市へ議員一般視察研修に行っていました。

まず最初に訪問した霧島市では、10年前に「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を基本理念に、平成17年11月7日に1市6町が合併して誕生した霧島市は、鹿児島県のほぼ中央部に位置し、海拔0mから霧島山の最高峰である韓国岳1,700mまで、豊かな自然に恵まれ、霧島錦江湾国立公園にも指定されており、日本では一番最初の国立公園の指定を受けたところでもあり、雄大な桜島が臨める場所でもありました。

また、交通アクセスも大変便利で、飛行機そしてJR、これは新幹線利用でございます。

そして、車でも非常に便利で、このような魅力のある霧島市は、1、陸海空の交通体系が整った南九州の交通の要衝である、2、地域特性を生かした農産物、農

産加工品、特産品が豊富、3、企業、大学が立地しており、さらに誘致できる条件に恵まれている、京セラ、ソニー、トヨタ自動車車体研究所などでございます。

4 番目に、自然及び歴史的資産、観光資源が豊富で、個性ある地域の文化が息づいているという4点の特色を持っており、市として霧島市新市まちづくり計画に掲げた基本理念、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を目指しているとのことでございます。

しかし、面積、人口では、合併以来市街地の割合が約1割、約7割、中山間地域の割合では約9割、約3割となっており、市の中山間地域では、人口の減少や高齢化等に伴い、コミュニティ機能が低下していることに加え、商店数の減少等により生活サービス水準が低下し、地域を維持することさえも困難となっている地域が増加しつつあるということでございます。

そこで、対策として、住民の安心・安全な暮らしの確保に向けてでは、1、生活基盤の整備などのハード対策、2、地域の特性に応じた集落支援、3、移住定住促進などに取り組み、現状打開策として取り組みを図ったとのことでありました。

そして、移住定住促進を図るための体制づくりとして、霧島市は平成18年7月1日に、団塊の世代を含むI J Uターンによる移住交流を促進するため、移住定住推進監を配置して専門部署を設置し、情報発信の充実強化を進めてきたそうであります。

組織として、1、平成18年7月からおじゃんせ、これは鹿児島県の方言でいらっしやい、どうぞ来てくださいという言葉でございます。

この霧島移住推進室、2、平成25年4月からは、おじゃんせ霧島移住推進グループ、3、平成26年4月から中山間地域活性化グループの変遷をたどっており、主な業務内容としては、1、移住定住促進に関すること、2、ふるさと納税に関すること、3、過疎、辺地に関することなどとなっております。

この移住定住促進事業については、事業導入まで霧島市の魅力の情報の発信、平成18年7月からでございます。

移住定住の促進を図るため、霧島市の中山間地域への移住者を支援する制度(補助事業)を創設、そのために霧島市移住定住促進に関する条例の制定など事前準備をした結果、1、霧島市の人口増、2、市街地と中山間地域の均衡ある発展、3、担い手となる人材の確保などの効果が出てきたとのことでありました。

移住定住促進制度(補助事業)の開始は、第1期が平成20年度から平成24年度、第2期、平成25年度から平成27年度、これは第1期の見直しでございます。そして、国の地方創生事業との関連での新たな移住定住促進制度の開始として、移住定住促進空き家活用補助制度(平成27年度)を創設し、1、市の中

山間地域に市外から転入をし、空き家等賃貸住宅に入居する40歳未満の方に最大月3万円の家賃補助、2、賃貸に供するために必要な改修等を行った中山間地域の空き家所有者に最大30万円の空き家改修等補助を今年度のみ行うこととなっていることであります。

ちなみに、事業導入に伴う予算財源の内訳は、平成27年度当初予算での1、移住定住促進事業3,443万5,000円、うち当初申請に係る経費1,300万円、これは約25世帯、最終申請が5年前の移住者に係る経費2,143万5,000円でありませす。これが34世帯分、平成22年度の対象世帯となっております。2、移住定住促進空き室活用補助事業、単年度に1,200万円、全て一般財源によるものであり、ただし平成23年度から平成26年度は、社会資本整備総合交付金、国庫補助を充当しているとのことでありました。

その他、移住定住を促進する活動として、1、移住イベント参加事業、平成19年度から年7回から8回、これは東京、大阪でのJOIN移住・交流イベント、ふるさと回帰フェア、かごしま暮らし・交流セミナーなどへの参加、霧島市の移住、施策等の情報発信、移住相談に応じていること、2、移住体験研修事業、平成19年度以降として、霧島市への移住に興味を持たれている方への対象として、2泊3日の移住体験研修事業を年1回、秋または冬、しかし現在は実施しているのは、平成25年度までは年2回実施をしております。3点目に、ネットや広告によるPR活動、ホームページやJOINサイト、東京、大阪での広告記載。

以上のことから、補助制度による移住者実績、平成20年度から平成26年度では、合計移住世帯数が239戸、移住者数612人、そのうち中学生以下が141人です。当初補助金支給額（国庫補助金）、これは5年後の最終補助金は含まない、計1億8,148万円、うち4,658万6,000円は社会資本整備総合交付金（国庫補助金）となったそうであります。

今後の計画と課題では、1、現在の移住定住促進事業は平成28年3月末までなので、廃止か継続かは協議中であり、継続の場合は見直し、改正が必要、2、霧島市は全国に先駆けて移住定住を促進してきましたが、新たな方策でチャレンジすることでさらなる人の流れをつくり、また転出を抑制するための方策も必要であるとのことのでございました。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、多度津町における移住定住対策にはどのようなものがあるのか。

2点目には、町の今までの移住定住対策の取り組みによって、何名の移住者数、世帯数がふえたのか。

3点目には、町民の転出抑制策はあるのかどうか。

4点目には、政府の新交付金を活用しての住宅リフォーム助成事業を実現し、

実施している自治体が今ふえており、これらを活用して、空き家修理、修繕、移住定住促進空き室活用対策としての住宅リフォーム助成事業として取り組むべきかどうか。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員の移住定住促進事業についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、1 番目の移住定住対策についてであります。移住交流施策を推進し、地域の活性化を図るため、香川県が主催する香川県移住交流推進協議会に加入しております。

その活動として、東京、大阪などで開催される移住フェアなどに年 2 回参加し、多度津町を紹介したり、移住希望者に対する具体的な移住相談などを行っております。また、発行部数約 10 万部の移住専門月刊誌「田舎暮らしの本」に、町のお勧め情報や広告を掲載し、移住希望者に幅広く情報発信を行い、多度津町に対する関心を高めてもらえるような事業にも取り組んでおります。

次に、2 番目の移住者数、世帯数につきましては、住民課に依頼し、転入された方に対して県下統一様式で転入理由、前住所地、年齢層などの転入状況アンケートを実施しておりますが、ご回答いただけたのは本年度 5 カ月間で 4 名でございました。

また、その転入が移住定住促進対策の取り組みに影響を受けたものかどうかについては把握できておりません。

今後、アンケートの内容を精査し、時間のかからないものに変えていくなど、その趣旨が生かせるよう検討してまいりたいと考えております。

3 番目の町民の転出抑制策につきましては、多度津町に長年住み続けておられる町民の方々はもちろん、転入してこられた方々にもこの町で住み続けたいと感じてもらえるような定住対策を総合戦略、総合計画に盛り込み、取り組んでいかなければならないと考えております。

最後、4 番目につきましては、香川県移住促進・空き家改修等補助金の補助を受けて、空き家バンクに登録された空き家の改修について、本年度中に空き家改修支援事業補助金交付事業として取り組む予定にしております。

以上で尾崎議員の移住定住促進事業についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

1 点目に、本年度 5 カ月間で 4 名ということで、移住定住促進対策の取り組みに影響を受けたものかどうかについては把握できないということですが、つまりは移住定住促進対策事業が弱いのではないのでしょうか。

霧島市のように、新たな国の地方創生事業をどの関連での町としての移住定住促進制度を創設して、人の流れをつくることの対策の必要性があると思うが、いかがでしょうか。

1点でございます、よろしく申し上げます。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員の移住定住促進事業についての再質問に対し、答弁をさせていただきます。

空き家対策等移住定住対策につきましては、今年度中に社会資本整備総合交付金を使った空き家の除却退去の補助制度を構築する予定にしております。

また、今議会に動画作成費用として300万円の補正を計上してございますが、これは全国移住ナビというサイトから見ることでできる町のプロモーション動画のことでございます。

また、時代の要請等により発生する業務、またさまざまな権限委譲や制度の変更などによるそれらの見直しにつきましては、その必要性に鑑み、住民の方に負担にならないよう、また柔軟に対応できるようにこれからも継続して検討してまいりたいと考えております。

以上で尾崎議員の移住定住促進事業に対する再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、市街地活性化対策についてであります。

研修日の最終日に宮崎県日南市を訪れました。

ここで、私どもが2年前の視察研修で多度津町とよく似ている油津商店街に行きました。

そして、その際にテナントミックスサポートマネジャー制度の成果を数年後に見せていただくことを約束し、2年後に再度お邪魔させていただいたわけであります。

そして、研修に際し、去る6月21日の日曜日、10時から10時50分、翌日6月22日月曜日、NHK再放送での2回にわたるNHKテレビジョン放送で、「復興サポート、笑顔の商店街をつくりたい！」との番組で、震災後の岩手県山田町の放映がされる中での日南市油津商店街の港町商店街ユニーク再生策として、土曜夜市、アーケード運動会などの紹介、また神戸市長田区の震災後の商店街とともに、コミュニケーションの場としての商店街としてともに頑張っている様子がNHKで全国的に放映され、その後も大変頑張っていることで、我が多度津町も参考になればと思い、再度お伺いしたところでございます。

時間がないので、はしょって行きます。

油津商店街につきましては、私たちの視察報告でしておりますので、以下は参

考にさせていただいたと思います。

そういう意味におきまして、最後にお尋ねをいたしたいと思います。

第1点目は、我が多度津町におけるまちづくり、市街地活性化対策についての基本理念、基本構想、そして具体的な戦略はあるのかどうか。

2点目に、行政の役割には限界があり、担当者の異動、町民との間に深い信頼関係を職員は構築できないため、課題解決のためにリーダーシップをとり、各種事業、イベントを総合的にプロデュースする人によって成果を追求し、着実に事業を進めていく専門的なテナントミックスサポートマネージャーが我が多度津町にも必要だと思うかどうか。

3点目には、自分たちの住んでいる町を細かく現状分析し、新しい方針、施策に対して補助金をうまく活用し、各専門部署を設置し、それに応じた組織づくりを進め、情報発信を具体的に推進していくことが大切だと思うかどうか。

以上、3点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員の市街地活性化対策についての1番目と3番目のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、1番目についてでございますが、まちづくりの基本理念は、第5次総合計画にあります環境、健康、人を重視したまちづくり、多度津らしきを守り、育む、誇れるまちづくり、時代の変革に対応した住民と行政によるまちづくりであります。また、家屋や商業施設、商店などが密集した市街地につきましても、多様な都市サービスが享受しやすく、生活しやすい安心がある住環境づくりを目指します。本町の陣屋跡としての歴史や伝統が息づき、港町としての個性を演出し、多様な人々が行き交う、歩いて楽しいまちづくりの再生を目指します、これが基本方針であります。具体的な戦略といたしましては、昨年特定の地域における工場内緑地面積の緩和などを行いました。今後も既存企業の体質強化を支援し、持続可能な地域経済の発展を目指してまいります。

次に、3番目につきましては、議員おっしゃられるとおり、多度津町強み、弱み、機会、脅威の4つのカテゴリーで現状を細かく分析し、本来持っている資源の最適な活用方法を探るなど、総合計画、総合戦略を策定する中で、組織づくり、情報発信などを検討し、推進してまいりたいと考えております。

以上で尾崎議員の市街地活性化対策についての1番目と3番目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

産業課長神原君。

神原君、すみません、時間がもう迫っておりますので、手短に答弁をお願いいたします。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員ご質問の市街地活性化対策についての2点目、テナントミックスサポートマネジャーについて答弁を申し上げます。

議員のご質問にありますように、日南市のテナントミックスサポートマネジャー制度は、高額な報酬が提示されたこともあって、多くの応募の中から能力のある人材が確保され、イベント開催や空き店舗対策と効果的な利用展開により、地域の活性化が図られたよい事例だと認識しております。

しかしながら、このことを本町で考えた場合に、優位な人材を得たとしても成果が得られるのか疑問に思うところがございます。

本町には、住居を兼ねた小売店が多く、廃業して空き店舗になったとはいえ、住居として生活している店舗が散見されます。

また、小売店が散在し、核となる場所がなくなっているのが実情でございます。

地域によって商店街の成り立ちや盛衰、現状が異なり、そこで商売をする人の考えや経営手法も千差万別でございます。

従いまして、成功事例が本町に合う方策かどうかは慎重に検討する必要があります。

本町では、定期的に多度津商工会議所との意見交換会を開催しております。

また、本年度には、商工会議所において、中小企業や中小小売店に対して現状や後継者問題、将来の見通し等に関するアンケート調査を実施する予定でございます。

商業者の意見やアンケート調査結果を踏まえ、個々の小売店の存続や空き店舗の活用、新規開業等に利する施策を構築していくことが肝要だと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議員（尾崎 忠義）

大急ぎで申します。

優位な人材を得たとしても成果が得られるかどうか疑問に思うということや、成功事例が本町に合う施策かどうかとか、核となる場所がなくなっているとの答弁でしたが、油津では困難ではありますが、地の利を生かしての数年2年で、核となる具体的な場所としての多世代交流施設や商店などの誘致計画、検討がなされ、既に建設あるいは出店準備をしております。

具体的にこのような積極的な手だてと姿勢がなければ何も生まれないのではないのかと思うがどうか、最後をお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

すみませんが、時間となりましたので、10番、尾崎忠義君の一般質問を終わりたいと思います。



これをもって10番、尾崎議員の質問を終わります。

次に、4番、村井保夫君の一般質問をお願いいたします。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫、質問は2つあります。

まず1番目、鳥獣被害、防止柵について。

去る7月19日、静岡県西伊豆町で、川遊びをしていた2組の家族連れが動物よけの電気柵付近で次々と感電しました。

男性2人が死亡、子供2人を含む5人が重軽傷を負った感電事故で、死亡原因となった電気柵は、持ち主の男性が電気の知識があり、市販されている正規の規格品ではなく男性の手づくりであったとのこと、そして電圧も変圧器を取りつけ、100Vから440Vに上げられていたそうです。

また、電気柵は、ネットで柵をつくる場合と比較して10分の1程度の費用で済む上、平成18年に規制緩和がされ、町中にも設置可能になったことなどから野生動物対策として普及が進み、行政側も全容把握は不可能だと言ひ、指導が行き届かず同種の危険が潜む設備が点在しているおそれがあるとされています。この鳥獣被害が全国的な問題となっている中、幸いにもまだ多度津町では、イノシシ、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ等ですが、猿以外ですけど、特にイノシシ問題での侵入防止策の補助について、まだ条件面で疑問があり、お聞きします。

昨年までは、2戸以上の連携農地で周りが耕作放棄地であることなど、条件面が多度津町の現状に合っていませんでした。

この27年度より、1戸の農地でも可能という条件の緩和となりましたが、まだ条件面で多度津地区の条件には合っていません。

この条件に合わない農地がたくさんあります。

この条件緩和を強く国、県への要望としてお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、町としてどのように考えているのかお聞かせください。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員ご質問の鳥獣被害、防護柵についての答弁を申し上げてまいります。

議員のご質問にあります電気柵による感電死亡事故の発生に伴う本町の状況を調査しましたところ、1件、奥白方と見立の境界にある園地で乾電池式の電気柵が設置されておりました。

設置者において夜間のみ稼働し、危険表示の看板を掲示すると適切に管理されている状況であります。

また、電気柵の安全対策に関する周知については、町ホームページに 7 月 30 日から掲載し、白方地区へは自治会回覧により周知を行ったところであります。一方、香川県内の調査では、16 市町 572 カ所に設置されている電気柵のうち、29 カ所に不適切な事例があったという点検結果が報告されております。

本町といたしましては、引き続き電気柵設置者に対しては適切な管理を促し、地域の皆様には近づかないよう注意喚起を行ってまいります。

次に、イノシシの侵入防止柵の設置に係る助成制度についてでございます。

国においては、鳥獣被害総合対策交付金事業として、受益戸数が 3 戸以上を要件に、補助率 2 分の 1 以内、自力施工の場合は資材費相当分の定額補助で交付金が交付されている制度が設けられております。

香川県においては、国の交付金の対象とならない事業主体に対して、本町の補助制度における補助率 3 分の 2 のうち、その 2 分の 1 を助成する制度を設けております。

助成の要件は受益戸数が 2 戸以上であります。平成 27 年度にこの要件が若干緩和され、隣接地が耕作を行っていない場合には、1 戸でも可とする改正がなされております。

本町では、昨年初めて見立地区においてこの制度を活用した侵入防止柵の設置がなされ、現在奥白方地区でも 1 例、設置に向けた協議を行っているところであります。

このような中、地域の農業者の皆様や村井保夫議員からのご要望もいただいていた受益戸数の要件緩和について、県内市町の状況等を勘案した上で、本町の単独事業として受益戸数が 1 戸でも助成が行えるよう補助金交付要綱の一部改正を行ったところであります。

補助率については 3 分の 1 以内とし、9 月 1 日を施工日としております。

イノシシの被害の防止対策として、侵入防止柵の設置は有効な方法であると認識しており、さらに設置を推進してまいりたいと考えております。

また、地域ぐるみで被害防止を図ることができれば、より効果があらわれるものだと思っております。

農業者の皆様からの相談や要望に対しましては、近隣の状況等を把握し、協議や調整をする中で、できるだけ広範囲に被害防止が図れるよう努めてまいります。

また、助成制度における助成要件や補助率等の改善につきましては、引き続き国や香川県に対して要望をしてまいりたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

議員（村井 保夫）

答弁の中で、平成 27 年度、今年要件が若干緩和されたということで、これも

町、県、国のほうへ要望を出したから変更されたと思っております。

また、侵入防止柵の設置は有効な方法であると認識されており、さらに推進してまいりたいと考えておりますという中で、先ほども言いましたが、電気柵はネットで柵をつくるより 10 分の 1 程度でできるということなんで、そういう方向に進まないように早目に侵入防止柵の補助緩和を進めていただき、受益者負担が少しでも減っていく、また要らないような方向へもいろいろ考えてもらったらと思っております。

その中で、早い段階での町の補助金が出るようになったそうなんです、その補助金の一部改正要綱の改正を詳しく教えてもらったらと思います。

どういうところが改正になったのか、お願いします。

産業課長（神原 宏一）

村井保夫議員の町の補助金要綱の改正でございますが、この 9 月 1 日施行ということで改正をさせていただきました。

内容的には、交付要綱の別表のところを改正して、これまでは県の補助に対する交付の要件でありますとか、補助の対象となる経費、補助金の額について、県の補助金の要綱に準じた形で町の補助が出るという部分だけを設けておりましたけれども、それに加えて、その補助の対象になっていないものとして、農作物の被害軽減のため圃場への有害鳥獣の侵入を防止しようとする農業者等を交付の要件に加えるということでございます。

補助金の額としては事業費の 3 分の 1 以内、上限として 30 万円ということで要綱を改正したところでございます。

先ほど町長の答弁にもございましたように、まず、第一には地域ぐるみ全体で防止していくということが肝要かなというふうに思っております。

そういう中で、複数の戸数で全体的に整備していくということがまず一番あって、その部分では国の補助、県の補助を利用させていただくということで考えております。

なお、例えば作物を 2 つの家が連なった 2 軒が作っている場合に、1 軒のところは余りイノシシが入ってくるような作物を作っていないと。

片方のところではブドウとかそういうものを作っていて、そういう場合に片方の家は必要ないけど、こちらの家は必要だというような場合があるかということも考えて、町の要綱としては補完的な意味合いで、まずは整備させていただいたところでございますので、実態の状況を確認しながら、農業者の方の相談を受けながら協議しながら、今後また改善するべきところがあれば改善していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議員（村井 保夫）

今、

議長（志村 忠昭）

ちょっと待ってください。

発言するときは必ず手を挙げて。

議員（村井 保夫）

はい、すみません。以後、気をつけます。

議長（志村 忠昭）

私の許可を得てからお願いいたします、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

すみません。

何を言おうか忘れまして。

隣接地が耕作を行っていない場合には1戸でも可となるように改正されたそうなんですけれど、先ほども言われました確実に申請すれば1軒でも1戸当たりでも通るといことですかね。

終わります。

産業課長（神原 宏一）

再質問に答えさせていただきます。

一応、申請していただいた後、担当者のほうで現地を調査させていただいて、そういった要件に合う状況であるかどうか、それから2戸以上での設置が可能であるかどうか等確認させていただいて、その中で決定をしていくという方向になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議員（村井 保夫）

ということは、例えば周りがオリーブでも出るといことですかね。

オリーブを耕作しているところ、どうなんですか。

例えば、1つの農地がブドウ畑、3面は放棄地、片一方が耕作放棄地解消のオリーブを植えとる場合はどうなるんですか、出るんですか。

産業課長（神原 宏一）

村井議員のご質問ですけれども、オリーブを植えられているという、仮にオリーブを植えられて、横がブドウということでございますけれども、オリーブを植えられていても、例えば掘り返されたりとかそういう被害が出てるケースもあろうかと思ひますし、その地域とか状況によって変わってくるのもあろうかと思ひますし、オリーブの畑自体が荒らされてないにしても、やっぱり行く行く広く地域を囲っていくようなことが必要だと思ひますので、まずはそういう方法がとれないかどうかといことは確認させていただくようなことで進めていくことになろうかと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議員（村井 保夫）

それと、電気柵の届け出を今後必要とする法整備がされるのか、またこれか

ら先ほど町長が言われました安全・安心なまちづくり、その中で安全・安心な農作業ができるよう、また生産者の経費削減、所得向上が叫ばれている中で、まだまだ町の負担だけで受益者負担が3分の2必要であるような状況を、早く国、県へ要望していただき、最低で3分の1、また受益者負担の要らないような方向へ進めていただき、農業者の所得向上に向けた努力も今後必要であるのではないかと考えておりますが、そういう中で要望のほうよろしく願いしたいと考えております。

それで、次の質問に。

すみません、電気柵の届け出、必要とする法整備とかは考えているのか、また1つお聞かせください。

議長（志村 忠昭）

何。

議員（村井 保夫）

電気柵の設置の整備の条項、条例とかは。

先ほど言ったように、今後10分の1の費用で済みます。

そういうような状況で、受益者負担がたくさん要るのでは、電気柵のほうへ進んでいく可能性もあります。

そういう中で法整備のほうは考えているのかどうか、お願いします。

産業課長（神原 宏一）

電気柵につきましては、電気事業法という法律の中で規定されているということで、その規定に基づいて感電防止対策をきちんと行っていくということがなされなければいけないということで、それについては町のホームページにも載せておりますし、県のホームページにもそういう形で載せております。

以降、先ほど町長の答弁にもありましたように、現在奥白方と見立の境界の付近で1件設置されているということでございますが、それ以外にも設置される可能性もありますので、町としてはそういう情報収集を図りながら、設置されている方については注意喚起を促していきたいと思っております。

ご答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

大変ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。

2つ目は、子育て支援についてです。

安倍総理は、企業の従業員の給料アップ、また所得アップのために、アルバイト、パート、準社員の正社員化を言い、各企業に要望をしています。

これからの現状の中で町の税収を上げていくには、子育て世帯の若い人たちに少しでも多く住んでいただく必要があるのではないのでしょうか。

今は共稼ぎの世帯数も多く、また共稼ぎをしたいと思っている人も多いと思います。

また、これから結婚しようとしている人たちが家を選び、住む際には、その町の子育て支援を調べて住む場所を考える人たちが多くいます。

今現在での多度津町の支援では、仕事を正社員での子育ては大変難しいことが多いと思われま

す。幼稚園、小学校及び児童館が相互の連携をとり、少しでも長く延長保育ができれば、午後7時まで子供を安心して預けられる場所をつくり、正社員として女性が働ける条件をつくっていかなければいけないと思います。

また、聞くところ、他市町の進んでいるところは、学校の空きスペースを利用してシルバー等を活用して習い事をしたり、また運動をしたりして夜7時まで預かっているところもあるそうです。実際に、何人かの親が、仕事で迎えの時間に間に合わないため町外への引っ越しを予定も決定をしている人がいるそうです。

これからの少子化対策、人口減少問題などを考えて、実情、現実を早く見直す必要があるのではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

福祉保健課長（藤原 安江）

村井保夫議員の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

幼稚園、小学校及び児童館が相互の連携をとり合って、できれば午後7時まで子供を安心して預ける場所づくりをということですが、現在各幼稚園では、保育終了後5時まで預かり保育を実施しております。

また、各地区児童館では5時45分まで、2カ所の保育所では午後7時まで放課後児童クラブを開館しております。

幼稚園の預かり保育時間の延長及び児童館開館時間の延長につきましては、町内保育所との調整、支援員の確保、児童館職員勤務体制等の課題がありますが、教育委員会、福祉保健課、関係機関等が協力、連携を図り、検討してまいりたいと思います。

また、少子化対策、子育て支援事業の見直しについては、本年度中に子ども・子育て会議を設置し、住民の皆様などからご意見をいただき、協議する場をつくり、子育て支援事業の見直しや推進等に役立てていこうと考えております。

以上で村井 保夫議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

議員（村井 保夫）

今の回答で、2カ所の保育所と、また午後7時まで放課後児童クラブを開館しておりますということなのですが、その人数、場所、どこがやっているのか、それと何人ぐらいが利用しているのか、また教育委員会、福祉保健課、関係機

関が協力、連携を図り検討してまいりたいと言われましたが、これはいつごろ結果が出るのでしょうか。

またその辺、すみませんけどお願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

2カ所の保育所につきましては、1カ所が豊原保育所、もう1カ所が多聞院保育所でございます。

多度津の4地区の児童館で、大体180名の子供さんが児童館のほうを利用しております。

全てで255名の子供さんが今の全体の児童クラブを利用しておりますので、差し引きの75名が今の保育所を利用しているということでございます。

それぞれの多聞院、豊原の2カ所の保育所の人数が、今持っておりませんが、多聞院と豊原が2カ所で75人程度というふうに思っております。

あと、いつまでに検討をしていくのかというふうなことでございますが、子ども・子育て事業計画のほうに、それぞれの子ども・子育てのサービスの量また質というものの見込みを私たちはしておりますので、いつまでに解消していくのかというふうな数字的な目標も立てておりますので、一応5年間の計画期間になっております平成31年度までに、今から協議に入りまして、財政面等クリアしていかなければいけない問題がありますので、これから本年度中に設置をいたします子ども・子育て会議の中で検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

議員（村井 保夫）

昨年4月、消費税が5%から8%に上がり、安倍総理は福祉の充実、また先ほど言いました社員の正社員化を言っております。

この29年4月より消費税がまた2%上がります。

そういう中で、前もって先に早い段階でのこういう対応というのは多度津町では考えていないのでしょうか。

また、一般企業では、保育施設を設置して従業員の確保を図っているところもあります。

そういうふうには先取りをして、将来を見込んだ人口減少の問題にも早くから取り組んでいく必要もあるのではないかと思います。

また、きょうの一般質問を聞いておられますと、この多度津町の行政は民中心なのか行政が主導なのか、その辺が曖昧、都合の悪いところは民、都合のいいところは行政主導というふうに聞き取れましたが、本来はどうあるべきなのかちょっとお答えください。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員の再質問にお答えをしてみたいです。

民と行政、官ですね、のどういうふうなかかわり方なのか、今議員のおっしゃったいいところは行政で悪いところは民というふうな考えは毛頭ありません。私どもが常に考えているのは、全ての町の行政運営、またまちおこし等いろいろな町の業務の中で民と官が連携をして密に行っていかなければ、町の発展はないと考えております。

今、村井議員の中で、保育時間のことだと思いますが、私どもは民業を圧迫というのは原則できないことになっております。

やはり、保育所の5園、5つの保育所の方々全て民になっています、民間です。その、民間の方々のお仕事を圧迫するということはできませんので、常に保育所とそれから私ども行政が話し合いをしながら、その中でどうすれば一番いいのか、最善策を検討して議論して、そして決めていっているのが現状であります。

そういう中で、保育所と私ども行政との信頼関係も築いていき、また私どもがお願いをしなければいけないときは保育所にもご無理をお願いすることもありますし、保育所の運営に関しまして、最大の援助が行政でできればいいと考えております。

その中でも、ご存じのように保護者の保育料というのを60%にずっと抑えております。

これは、やはり保育所にとっては有利なことになりますし、そういうふうなことをこれからも続けてまいりたい、そういう民間の保育所と行政とがいろいろな意見交換をしながら、そしてベストな状態を図りながら、連携を深めて保育行政に努めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議員（村井 保夫）

先ほど何度も言いましたが、やはり若い世代におきましては女性の正社員化が条件になってくると思います。

少しでも所得の向上を図るために正社員、そのためにはやはり行政も変えるべきところは変えていかなければ進歩がないと思います。

そのためには、そういうことを10年、20年後をにらんで、人口減少問題に少しでも、少しでも人口減少が少なくなるような対応も今後とっていかねばいけないと思います。

いかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

村井 保夫議員のご質問にお答えをしてみたいです。

将来にわたり、これからも多分半永久的だと思います。

行政が運営をしている限り、この今の私ども行政と保育園との関係は緊密化し



ていくためにいろいろな施策を、また意見交換しながら今と同じような方向で進んでいくことが最善だと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。また、若い女性の方々が今安倍総理のご提案の中で給料をアップしていくということ、そして女性の就業機会を設けていくということ、そういう中におきまして女性が働く機会が増えていくこと、これは大いに結構なことであります。今、人口減少時代を迎えている中で、女性の方々の働く機会を増やしていったら、そしてそのことが経済の発展につながっていくと思っておりますので、そういう中におきましても、子育て支援の充実というのは非常に大事なことでと考えております。

これからも、そういう働く若い世代の方々の支援になるような、これは居残り保育だけではなくて、さまざまな子育て支援策をやっていかなければいけない、それが町の責務だと考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

議員（村井 保夫）

今日のご丁寧なご答弁、大変ありがとうございました。

これで終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって4番、村井保夫議員の質問を終わります。

それでは、これをもって一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

大変お疲れさまでした。

どうもありがとうございました。

散会 午後2時47分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 9 月 14 日  
第 3 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 27 年第 3 回多度津町議会定例会議事日程

9 月 14 日（月）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問